

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<p>第2 1 国民経済計算の精度向上・充実 (2) 令和12年度（2030年度）に向けた取組：二つの柱（① QE から基準改定に至る、それぞれの段階での精度の向上 ② 産業連関表及び国民経済計算のSUT体系への計画的移行）</p>	1	<p>◎ QEの精度向上に向けて、供給側推計品目の細分化、共通推計項目の拡充などを含む推計方法の包括的な見直しを推進する。また、新型コロナウイルス感染症の影響への一連の対応（1次QEの特殊補外、季節調整におけるダミー処理、年次推計における一部品目の配分比率の見直し）について、必要に応じ、データ蓄積を踏まえて検証する。</p>	内閣府	令和5年度（2023年度）から実施する。可能なものについては令和7年度（2025年度）末までに結論を得る。	<p>• QEの精度向上に向け、供給側推計品目について、第1段階として、令和4年（2022年）7-9月期四半期別GDP速報（2次速報値）から家計消費への影響が大きい品目についての細分化を行った。引き続き第2段階として、商業マージンを中心として、基礎統計の利用可能性をはじめ細分化の妥当性を令和6年度に検証し、その結果について、令和7年（2025年）4月の第40回国民経済計算体系的整備部会において報告の上、令和7年度（2025年度）中に実施予定の次期基準改定時に実装を予定している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響にかかる対応について、第IV期基本計画に先立つ令和4年（2022年）末から、一部の品目について、業界統計等を用いた1次QEにおける補外方法を通常の補外方法として採用するとともに、令和5年（2023年）末に実施した令和4年度（2022年度）国民経済計算年次推計では、固定された配分比率では捉えられない直近の経済構造の変化を反映するよう、各種統計等を活用し、配分比率の見直しを行った。また、季節調整におけるダミー処理については、予測系列を用いた異常値処理方法に関し、感染拡大以外の経済的ショックによる影響がみられる期間や、経済的ショックが見られないと思われる期間における有効性の検証を行い、令和5年（2023年）10月の第35回及び令和6年（2024年）10月の第39回国民経済計算体系的整備部会において報告した。同部会での議論を踏まえ、令和6年（2024年）末の令和6年（2024年）7-9月期四半期別GDP速報（2次速報値）以降、当面の間、速報期間の異常値設定にかかる信頼区間を99%としている。今後とも引き続き、同部会での議論も踏まえつつ、検討を行う。</p>	継続実施
	2	<p>○ 報告者負担軽減と有用なデータ確保の両立を図るために、法人企業統計・附帯調査の調査事項のうち、1次QE推計の改善に資すると考えられる事項について、法人企業景気予測調査の活用可能性の検証を行い、その結果を踏まえ、法人企業景気予測調査の調査項目の見直しについて検討し、早期に結論を得た上で、必要なQE推計の検証を行う。調査項目の見直しに当たっては、法人企業統計・附帯調査に係るこれまでの検討状況並びに法人企業景気予測調査における過去の見直しの経緯を踏まえる。</p> <p>◎ また、上記を含め、1次QEの民間企業設備及び民間在庫変動の推計手法の改善に係る研究を進める。</p>	財務省、内閣府	法人企業景気予測調査の関連については令和5年度（2023年度）から実施し早期に結論を得る。1次QEの推計手法の関連については令和5年度（2023年度）から実施する。	<p>• 1次QEの民間企業設備の推計方法の改善については、全国企業短期経済観測調査（短観）及び法人企業景気予測調査を用いた試算の改善について、令和4年（2022年）7月の第2回統計委員会企画部会第1ワーキンググループ会合において、第IV期基本計画の策定に先立って報告した。また、1次QEの在庫変動の推計方法の改善については、法人企業景気予測調査の原材料在庫BSIを用いた推計方法を検討し、その試算結果を国民経済計算体系的整備部会に3度にわたり報告した。同部会での議論やこれまでの分析結果を踏まえ、法人企業統計を用いない方法も含めた民間在庫変動の推計手法等に係る検討、研究を進めている。</p>	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	3	◎ 営業余剰・混合所得及び雇用者報酬に係る推計手法の改善等を通じて、年次推計における分配面の精度向上を図るとともに、分配面の四半期GDP速報について、これまで統計委員会に報告された推計方法の改善に係る検討や試算値の作成をできるだけ速やかに進め、参考系列としての公表可否、可とする場合における公表方法等について結論を得る。	内閣府	令和5年度（2023年度）から実施する。四半期速報については令和7年度（2025年度）末までのできるだけ早い時期に結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 年次推計における分配面の精度向上については、雇用者数推計の精緻化に向けた検討を行った。令和7年（2025年）4月の第40回国民経済計算体系的整備部会に報告した。 分配側系列の四半期速報（分配QNA）については、令和5年（2023年）3月の第33回国民経済計算体系的整備部会への報告及び同部会の議論を踏まえ、新たな試算を行うとともに推計方法の精緻化等を詳述した論文を令和6年（2024年）3月に公表し、同論文の内容について、令和6年（2024年）4月の第37回国民経済計算体系的整備部会に報告した。同部会での議論も踏まえ、令和7年（2025年）4月の第40回国民経済計算体系的整備部会において、季節調整系列の試算結果、補助金の推計方法の精緻化に関する検討、今後の公表方法案について説明した。 	実施・検討予定
	4	◎ 第一次年次推計から基準年推計に至る推計手法のシームレス化について、令和7年度（2025年度）中に実施予定の次期基準改定における基準年推計との整合性を図りつつ、改定差の縮小に向けて検討する。	内閣府	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年（2023年）末の令和4年度（2022年度）国民経済計算年次推計から、サービスの出荷額推計のうち一部の品目について、基準年推計に用いる「経済センサス-活動調査」の中間年版としてシームレス化が図られた「経済構造実態調査」の利用を開始した。それに先立つ、令和5年（2023年）10月の第35回国民経済計算体系的整備部会において、同方針を報告。 令和7年度（2025年度）中に実施予定の次期基準改定においては、サービス分野の品目について生産物分類を踏まえた見直しを行うとともに、「経済構造実態調査」の利用品目を拡大する方向で検討中。令和7年（2025年）4月の第40回国民経済計算体系的整備部会において、報告した。 	継続実施
	5	◎ 令和2年産業連関表における教育の中間投入構造の推計について、令和4年度（2022年度）の検討を踏まえ、行政記録情報を用いた推計精度の向上を図る。	文部科学省	令和5年度（2023年度）に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度（2022年度）に実施した自治体の決算資料を用いた公立学校に関する費用の調査から得られたデータを基にした推計方法を取り入れ、投入値の推計精度の向上を図った。 	実施済
	6	◎ 産業連関表（取引基本表）について、引き続き経済センサス-活動調査の利活用拡充を図りつつ、サービス分野のSUT体系移行に取り組み、令和2年産業連関表（取引基本表）とともに、SUTを作成・公表する。	産業連関表作成府省庁	令和6年度（2024年度）末までに実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 産業連関表（取引基本表）、SUT（供給表、使用表）について、いずれも令和6年（2024年）6月に作成・公表した。 	実施済
	7	○ 生産物分類については、令和8年経済センサス-活動調査、産業連関表及びSUT等への適用を図るため、次期日本標準産業分類の改定内容等を踏まえて必要な見直しを行い、財分野とサービス分野からなる全体版を整備する。	総務省	令和5年度（2023年度）末までに実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 生産物分類については、日本標準産業分類（第14回改定）の改定内容等を踏まえた見直しを行い、財分野とサービス分野からなる全体版を整備し、「生産物分類（2024年設定）」を令和6年（2024年）3月18日に決定（総務省政策統括官（統計制度担当）決定）し、公表した。 	実施済
	8	◎ 令和7年産業連関表について、産業分類や生産物分類、基礎統計の状況を踏まえ部門の見直しなどを行い、全面的なSUT体系移行に取り組み。	産業連関表作成府省庁	令和6年度（2024年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度（2024年度）以降、令和2年産業連関表の推計の状況等を踏まえ、令和7年（2025年）産業連関表の見直し・検討を行う予定である。 	実施・検討予定

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	9	◎ 令和8年経済センサス-活動調査とサービス産業・非営利団体等調査の実施に当たっての連携強化について検討する。	総務省、経済産業省	令和6年度（2024年度）末までに結論を得る。	・ 令和8年（2026年）経済センサス-活動調査とサービス産業・非営利団体等調査の連携強化について、実施方法を中心に関係各所と検討を行った。 これを踏まえ、令和8年度（2026年度）に実施予定のサービス産業・非営利団体等調査の回収率・精度向上を目的として、令和8年（2026年）経済センサス-活動調査の最新の名簿情報を提供する予定である。	実施済
	10	◎ これまでの経済構造実態調査やサービス産業・非営利団体等調査の実施状況等を踏まえつつ、これらの費用項目の整合性の向上について検討する。	総務省、経済産業省	令和7年度（2025年度）末までに結論を得る。	・ 令和3年度（2021年度）に実施したサービス産業・非営利団体等調査の各費用項目における回答状況を分析した。 経済構造実態調査やサービス産業・非営利団体等調査の費用項目の整合性の向上については、両調査の実施状況や上記分析等を踏まえて、令和7年度（2025年度）に検討する予定である。	実施・検討予定
	11	○ 令和7年（2025年）を対象とする産業連関構造調査などについて、SUT体系移行も踏まえ不足する分野の拡充を図るとともに、サービス産業・非営利団体等調査を軸とした見直しについて検討する。	産業連関表作成府省庁	令和6年度（2024年度）から実施する。	・ 令和6年度（2024年度）に、財分野を含めたSUT体系への全面移行に向け、産業連関構造調査の調査項目等の見直しのため、調査研究を実施した。今後も必要に応じて調査研究を実施し、サービス産業・非営利団体等調査を軸とした見直しについて検討する見込みである。	継続実施
	12	◎ 建設に係るアウトプット型デフレーターについて、統計委員会に報告された一連の研究結果等を踏まえ、残された課題の検討を進め、国民経済計算の次期基準改定における実装を目指す。また、小売サービス（マージン）の価格の把握方法について、統計委員会に報告された研究成果及び令和4年（2022年）以降の経済構造実態調査の結果を踏まえ、国民経済計算における実装に向けた研究を進める。	内閣府	令和5年度（2023年度）から実施する。建設については令和7年度（2025年度）末までに結論を得る。小売サービスについては令和7年度（2025年度）から作業を本格化する。	・ 建設に係るアウトプット型デフレーターについては、令和4年（2022年）8月の第4回統計委員会企画部会第1ワーキンググループ会合において、付加価値勘案法を用いたデフレターの次期基準改定での実装を目指して引き続き検討を進めることとされ、これを踏まえて令和6年（2024年）3月の第36回国民経済計算体系的整備部会において、残された課題の検討結果と併せて推計結果及びGDPへの影響試算を提示し、同年4月の第37回国民経済計算体系的整備部会において、マークアップ率を50%反映させる方法で実装することが決定した。 小売サービス価格については、日本銀行が統計委員会に報告した研究成果及び令和4年（2022年）以降の経済構造実態調査の結果を踏まえて、国民経済計算における実装に向けた研究を進めた。	実施・検討予定
	13	◎ 1次QEの公表前倒しの可能性について、海外の推計手法、基礎統計等の公表時期や早期化の可能性、推計精度への影響、次期基準改定に向けた推計方法の見直しに係る検討状況等を踏まえ、研究を進める。	内閣府	令和5年度（2023年度）から実施し、令和7年度（2025年度）から作業を本格化する。	・ 海外の推計手法、推計精度への影響等を検討するため ①主要国の推計手法のリサーチ、②早期化した場合の推計精度への影響をつかむため、諸外国にならって各早期化段階ごとの『基礎統計のカバー率』の試算等を行い令和6年（2024年）3月の第36回国民経済計算体系的整備部会に報告した。 同部会での議論も踏まえ、1次QEの早期化のために、公表の早期化等が必要となる基礎統計のリスト化、基礎統計が利用できなくなる項目について、補外方法又は利用を取りやめることの検討を行い、同年10月の第39回国民経済計算体系的整備部会に報告した。今後も、同部会での議論を踏まえ、引き続き検討を行う。	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	14	◎ 制度部門別勘定の更なる整備について、海外の状況や国内の研究、ニーズを踏まえつつ検討し、次期基準改定までを目途に結論を得る。	内閣府	令和7年度（2025年度）中に結論を得る。	・ 令和5年（2023年）6月の第34回国民経済計算体系的整備部会において、総務省統計委員会担当室から、総務省が所管する基礎統計の利活用の可能性や海外の状況について報告。同部会での議論も踏まえ、令和6年（2024年）7月の第38回国民経済計算体系的整備部会において、令和7年度（2025年度）中に実施予定の次期基準改定において、所得支出勘定及び資本勘定における四半期系列の整備について報告。引き続き公表に向け推計手法等の検討を行う。	実施・検討予定
(3) 未来に向けた先行投資	15	◎ 国民経済計算体系における経済のデジタル化のよりの確な把握について、海外の状況や国内のデータ整備状況等を踏まえつつ、更なる検討を進める。	内閣府	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 令和7年（2025年）を目途に策定予定の国民経済計算の新たな国際基準で勧告される予定のデータの資本化に関して、データ、データベース及びデータ分析のフロー計数の試算を行い、令和5年（2023年）5月に報告書を作成及び公表した。また、データ及びデータベースの実質ストック額の試算を行い、令和6年（2024年）8月に報告書を作成及び公表した。さらに、各国の統計機関、国際機関のSNA専門家等で構成されるデータの資本化に関する国際タスクチームに参画し、試算結果を共有するなどして国際的なデータ資産に関する推計方法の開発に向けて議論を深めた。	継続実施
	16	◎ これまでの内閣府の研究に基づき、脱炭素の観点から経済活動の環境への影響をGDPに反映させる指標の研究を行うとともに、そのために必要な温室効果ガス等の排出勘定の研究・整備を関係省庁と連携して進め、成果を公表する。	内閣府	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 温室効果ガスや大気汚染物質の排出削減努力をGDPに反映させる汚染調整済経済成長率や、そのために必要な大気排出勘定の試算を行い、研究の成果を令和6年（2024年）2月に公表した。	実施済
	17	◎ 令和7年（2025年）を目途に策定予定の国民経済計算の新たな国際基準（2025SNA（仮称））策定に向けた国際議論に引き続き積極的に関与するとともに、できる限り速やかにその実装を図るため、基礎的な検討を着実に進める。	内閣府	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 2025SNAの策定に向けて国連等が作成する事項別論点ペーパーや、それらを統合した勧告事項リストについて、関係機関と連携しつつ意見表明を行うとともに、我が国の研究事例について国際会議で随時発表を行うなど、国際議論へ積極的に参画した。同時に、2025SNAの採択後の実装に向けた検討を進めた。具体的には、我が国の先進的な研究事例としてマーケティング資産へのフローの投資に関する試算を令和5年（2023年）11月の国際会議で発表したほか、データの資本化等の主要な検討課題の実装に関する課題を検討するための国際的なタスクチームにも参画している。 また、こうした国際議論の動向と我が国の研究事例等について、令和5年（2023年）6月の第34回国民経済計算体系的整備部会及び令和6年（2024年）7月の第38回国民経済計算体系的整備部会に報告した。 さらに、令和6年度（2024年度）においては、2025SNAの草案や実施戦略、推計ガイダンス案について、関係機関と連携しつつ意見表明を行った。 なお、令和7年（2025年）3月には、国連統計委員会において、2025SNAを国民経済計算の新たな国際基準とすることが採択され、その概要を同年4月の第40回国民経済計算体系的整備部会において報告した。	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	18	○ 医療、介護、教育の質の変化を反映した価格の把握手法について、統計委員会に報告された一連の研究成果及び国際的な議論の進展を踏まえ、実現可能性を含めて検討する。	内閣府、関係府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 医療、介護の分野は、統計委員会に報告された一連の研究成果及び国際的な議論の進展を踏まえ、引き続き実現可能性を含めて検討する。 教育の分野については、令和4年度（2022年度）統計法施行状況報告において、現時点では相当程度困難との報告を行った。 	実施・検討予定（医療・介護について）及び実施済（教育について）
2 経済統計の体系的整備の推進 (1) 経済構造を把握する統計の整備	19	◎ 次回（令和8年）経済センサス-活動調査について、SUT体系への移行に係る検討状況や、中間年の実態を把握する経済構造実態調査との関係にも留意しつつ、調査事項の見直し等を検討する。	総務省、経済産業省	令和8年経済センサス-活動調査の企画時期までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 国民経済計算のSUT体系への移行に向けた対応について、中間年の実態を把握する経済構造実態調査との関係にも留意しつつ、調査事項の見直し等の検討を行った。それを踏まえ、SUT体系で使用する生産物分類への対応については、各府省等関係者の意見を踏まえ、令和8年（2026年）経済センサス-活動調査の品目案の策定（サービス分野の改善及び財分野の導入）を行った。 なお、現在の経済構造実態調査で調査項目としている支払利息については、各府省等関係者へ確認した結果、利活用が見込めないことから、経済センサス-活動調査における採用は見送る予定である。 	実施済
	20	○ 既存の統計調査、行政記録情報や民間データ等では十分に把握しきれていない、電子商取引・DXやGX、企業の多国籍化などの様々な経済活動に関するデータニーズに迅速に対応して実態を把握するための新たな枠組みについて、既存統計調査の調査事項との整合性や継続性、ユーザーニーズに十分に配慮しながら、総務省及び経済産業省を中心として、関係府省の協力も得つつ検討を開始する。	総務省、経済産業省、関係府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度（2024年度）に4回開催された統計委員会デジタル部会において、統計の対象としてのデジタル化について、検討を行った。有識者からデジタル化の実態を把握する際の課題等について講演いただくとともに、総務省統計委員会担当室から電子商取引の把握の現状等について報告を行った。 	実施・検討予定
	21	○ 消費者物価指数の精度向上に係る各種課題について引き続き検討を行い、その結果を統計委員会に報告する。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> インターネット販売価格を含めたビッグデータ等の代替データから物価指数を作成する品目の適用範囲を拡大するため、従来調査データを指数作成に使用していた一部品目に対し、次回基準改定（2026年度予定）からPOSデータを用いた指数作成に切り替えることを目指し検討を行っている。 	実施・検討予定
(2) サービス産業・企業関連統計の整備	22	○ サービス業を対象とした月次統計調査について、関連統計調査の関係整理や公表早期化の検討を引き続き進めるとともに、サービス分野の統計の一層の体系的整備を進める観点や公表早期化によって見込まれるQEなどの利活用ニーズの拡大にも照らし、基幹統計の整備に向けた検討を行うとともに、既存の一般統計調査との重複是正など報告者負担にも配慮した検討を行い、結論を得る。	総務省、経済産業省	令和6年度（2024年度）末までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 総務省及び経済産業省では、既存の一般統計調査であるサービス産業動向調査（総務省所管）及び特定サービス産業動態統計調査（経済産業省所管）を統合し、新たな基幹統計調査である「サービス産業動態統計調査」（総務省所管）を令和7年（2025年）1月から実施することとした。本件は令和5年（2023年）10月に統計委員会に諮問され、同年12月の答申を経て承認された。 新調査は、上記2調査を統合することで重複是正を図るとともに、従業者数に係る調査項目を見直すなど報告者負担の軽減を図り、現行のサービス産業動向調査よりも公表時期の前倒しをして、利活用の拡大を図ることとした。 	実施済

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	23	○ 第3次産業活動指数について、作成の基礎となる関連統計調査の整備・改善状況等を踏まえつつ行政記録情報や民間データの活用を含め、引き続き精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上に努める。	経済産業省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 第3次産業活動指数については、サービス産業動向調査（総務省）と特定サービス産業動態統計調査の見直しの状況も踏まえ、令和2年（2020年）基準改定における採用系列の検討等を引き続き行ったことに加え、令和5年度（2023年度）に実施した令和2年（2020年）基準改定に係る有識者で構成される研究会での精度や利便性の向上を図る課題対応の検討結果を踏まえ、令和2年（2020年）基準改定作業を着実に実施した。	継続実施
	24	◎ 法人企業統計調査における欠測値の補完方法の改善について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、引き続き、検討する。	財務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 学識経験者を交えた研究会を開催し、大きな景気変動があった時期を含めて検証した結果、欠測企業の補完値に過去データを利用することの有効性は確認された。 そのため、法人企業統計の調査結果を集推計するシステムに対し、上記の欠測値補完機能を追加するためのシステム改修にかかる契約手続きを進めているところである。	実施・検討予定
(3) 経済統計作成の改善に向けた取組	25	◎ 経済センサス-活動調査の中間年における事業所母集団データベースの更なる整備を図るため、報告者の負担や地方公共団体・統計調査員の事務負担にも配慮しつつ、事業所・企業の基本的事項の更新範囲や頻度を高めることについて、経済センサス-基礎調査の見直しを含めて検討を行う。	総務省	令和6年経済センサス-基礎調査の企画時期まで結論を得る。	・ 経済センサス-活動調査の中間年における事業所母集団データベースの更なる整備・充実を図るため、有識者を交えた「事業所母集団データベース研究会」において整理された今後の事業所母集団データベース更新の方向性（更新頻度や範囲）を踏まえ、経済センサス-基礎調査の調査計画について、令和5年（2023年）3月に総務大臣への承認申請を行い、同年6月に承認された。	実施済
	26	○ 企業を対象とした統計調査について、引き続き、各統計調査の役割分担について検討するとともに、重複是正等の取組を推進する。	総務省、関係府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 令和6年（2024年）経済センサス-基礎調査では、事業所・企業の負担軽減を図るため、同時期に実施される「経済構造実態調査」及び「個人企業経済調査」と一体的に調査を実施し、重複する調査事項については基礎調査への回答を不要とした上で、それぞれの調査から基礎調査へ回答内容のデータ移送を実施することとした。【総務省（統計局）】 また、事業所母集団データベースを利用した重複是正等の措置を継続して実施しており、令和6年度（2024年度）は、100%の統計調査で重複是正が実施されている。（重複是正の実施状況の詳細については、第3部1（8）重複是正及び調査履歴登録の実施状況 参照）【総務省（政策統括官）】 ・ 令和6年度（2024年度）、経済産業省所管3統計調査（経済産業省企業活動基本調査、海外事業活動基本調査、海外現地法人四半期調査）について、報告者負担軽減及び利活用状況の検証等のため調査研究事業を実施。報告企業のヒアリングも実施した上で、有識者の意見も聴取し検討を行っている。【経済産業省】	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
3 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備、国際比較可能性の向上、国際貢献	27	○ 企業の特長（外資比率等）と輸出入行動を関連付けた新たな統計の作成について、事業所母集団データベースと貿易統計データベースの収録情報の接続の可能性を検証した上で、行政手続への影響や個別企業情報の秘匿といった観点を含め、その作成可能性を検証・検討する。	財務省、総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 事業所母集団データベースの法人番号について、共通キーとしての利用可能性の検証を進め、技術的な課題の整理を行っている。	実施・検討予定
(1) 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備	28	○ 海外現地法人の活動をより正確に把握するために、引き続き、海外事業活動基本調査の母集団名簿の整備、充実に向けた検討を行う。	経済産業省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 海外事業活動基本調査の名簿情報に関する民間情報について検証を実施したが、母集団情報の拡充に関する新たな情報は得られていない。引き続き、名簿情報のあり方について検討する。	実施・検討予定
(2) 国際比較可能性の向上、国際貢献	29	○ 統計委員会や各府省と連携を図り、引き続きSDGグローバル指標の対応拡大に取り組む。この際、既存の統計調査では算出困難なものもあることから、知見を有する第三者の協力も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を進める。	内閣官房、総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ （第3部7（1）SDGグローバル指標の公表状況 参照）	継続実施
	30	○ 統計委員会の知見を活用するとともに、WEB会議システムやテレワークなども活用しつつ、①国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の恒常的な派遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、④国際連合アジア太平洋統計研修所（S I A P）の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図る。	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ （第3部7（2）国際貢献の状況 参照）	継続実施
	31	○ 統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間と連携し、政府全体としての国際機関へのデータ提供や情報発信の拡大、国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有の強化に向け、総務省が主催する「国際統計に関するワーキンググループ」において、統計データの提供拡大に向けた検討を重点的に行っていくなど検討体制の充実を図る。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 総務省が取りまとめた各府省等の国際機関へのデータ提供実績について、「国際統計に関するワーキンググループ」構成府省等を含む各府省等間で共有し、国際機関に対する統計データの提供拡大に向けた検討体制の充実を図った。 また、統計委員会評価分科会において、国際機関に求められる統計に関する課題等について、我が国及び主要国における国際機関へのデータ提供実績に関し、収集・整理した情報を基に審議を行った。	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
4 人口や暮らしに関する統計の整備	32	○ 少子高齢化の進行や社会情勢の変化などを踏まえ、国民生活・社会統計に対する様々なニーズに柔軟に対応するため、関係府省が連携し、必要となる調査の実施方法等に関する研究を推進する。	総務省、厚生労働省、関係府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 関係者と協力の上、令和5年度（2023年度）から国民生活・社会統計に対する様々なニーズへの対応に係る研究を行っているところ	実施・検討予定
	33	◎ 社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、引き続き情報収集や検討を行い、改善を図る。	厚生労働省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 総務省の調査（地方単独事業（ソフト）の決算額に関する調査※等）に関する情報収集を行い、社会保障費用統計への計上に向けた検討を進めている。令和6年度（2024年度）においては、労働関係のデータについて省内の労働部局と調整を行い、計上に向けた検討を進めている。 ※「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）の指摘（地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する）に基づき、歳出小区別に調査を実施するもの	実施・検討予定
	34	◎ 国民生活基礎調査のオンライン調査の導入について、全国導入に向けた課題の整理や必要な改善を実施の上、地域別・世帯属性別のオンライン回答状況等、オンライン導入に伴う結果への影響を分析し、導入効果の検証を行う。	厚生労働省	令和7年（2025年）調査の企画時期までに結論を得る。	・ オンライン調査について、令和4年（2022年）調査から一部の都府県（埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）で先行導入し、全国導入に向けた課題の整理や必要な改善を実施の上、令和5年（2023年）調査から全国導入した。 令和6年度（2024年度）は、令和7年（2025年）調査に向け、オンライン調査の更なる改善を実施するとともに、導入後の結果への影響及び導入効果の分析を行い、令和7年（2025年）調査（令和6年（2024年）9月に諮問、同年11月の答申を経て承認）に係る統計委員会の審議過程において報告を行った。	実施済
	35	◎ 人口動態調査について、統計業務の継続性確保の観点からも、オンライン報告システムの改修等を通じたデータ収集・統計作成事務の効率化に継続的に取り組む。	厚生労働省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 令和5年度（2023年度）は、統計業務の継続性の観点から、Windows10のOS等アップデート対応及びそれに係る動作検証を行ったほか、民法改正による再婚禁止期間の廃止に伴い、審査条件の改修を行った。 令和6年度（2024年度）は、統計業務の継続性の観点から引き続き、Windows11へのバージョンアップに係る動作検証を行ったほか、民法等改正による共同親権の導入に伴い、オンライン報告システムの改修が必要となることから、離婚票の要件定義の見直し等、改修に向けた準備を行った。	継続実施
	36	○ 消費動向指数（CTI）については、家計統計を補完する消費関連指標としてより有用なものとなるよう、引き続き、取組を続ける。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 消費動向指数について、有識者を交えた「消費統計研究会」及び産官学連携の「消費動向指数研究協議会」（研究評議会）において更なる速報性と精度向上に向けた検証を行い、課題を整理するなどの検討を行った。	実施・検討予定

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
5 統計の比較可能性の確保等の取組	37	○ 日本標準産業分類については、生産技術の類似性に配慮しつつ社会経済情勢に合わせた見直しとなるよう、令和5年度（2023年度）末までに改定を行う。	総務省	令和5年度（2023年度）末までに実施する。	・ 日本標準産業分類については、生産技術の類似性の観点及び社会経済情勢に合わせた見直しを行い、令和5年（2023年）7月27日に令和5年総務省告示第256号で公示した。	実施済
	38	○ 日本標準職業分類については、国際標準職業分類の状況や職業に関する動向等も踏まえつつ、令和8年度（2026年度）末までに改定することを目指す。	総務省	令和8年度（2026年度）末までに実施する。	・ 日本標準職業分類については、令和8年度（2026年度）末までの改定に向け、学識経験者等の幅広い知見を交えた検討を行うことを目的に職業分類改定研究会を設置し、開催している。	実施・検討予定
	39	○ 生産物分類については、令和8年経済センサス-活動調査、産業連関表及びSUT等への適用を図るため、次期日本標準産業分類の改定内容等を踏まえて必要な見直しを行い、財分野とサービス分野からなる全体版を整備する。	総務省	令和5年度（2023年度）末までに実施する。	・ （項目第2-1-(2) No. 7 参照）	実施済
	40	○ 生産物分類のより一層の活用を促進する観点から、経済センサスの適用状況等を踏まえつつ、統計基準としての設定も視野に入れて検討を進める。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 経済センサスの担当部局との連携を引き続き図るほか、統計基準としての設定も視野に入れた検討については、今後、生産物分類を活用する予定、可能性やそれに向けた課題等について関係各府省庁等に確認を行うこと等を予定している。	実施・検討予定
	41	○ 上記までに示す各分類の改定等の作業を進めるほか、統計基準を適時・適切に見直すなどの観点を踏まえ、令和5年度（2023年度）以降においても日本標準産業分類及び生産物分類の更なる改定を見据えて取り組む必要がある。このため、両分類の課題を網羅的に整理するとともに、その内容を踏まえた改定の方向性を検討する。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 日本標準産業分類及び生産物分類について、令和5年度（2023年度）までの改定作業等を通じて把握された、今後検討が必要となる課題を整理している。引き続き、必要に応じ関係各府省庁や学識経験者等との意見交換を行いつつ、課題の整理作業を進める。	実施・検討予定

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度(2024年度)末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
6 統計各分野の取組 (1) 雇用・労働環境に関する新たな統計の整備等	42	○ 外国人の雇用・労働に係る統計の整備のため、具体的な検討を進めつつ、新たな統計調査を実施する。	厚生労働省	令和5年度(2023年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者を雇用する事業所における外国人労働者の雇用形態、賃金等の雇用管理の状況及び当該事業所の外国人労働者の学歴、入職経路、前職に関する事項等について、その実態等を産業別、規模別、在留資格別等に明らかにするとともに、今後の外国人雇用対策立案の基礎資料とすることを目的として、有識者による検討会での意見等を踏まえ、新たに「外国人雇用実態調査」を令和5年(2023年)10月から実施している。 なお、令和5年(2023年)の調査結果については、外国人労働者に特化した、賃金や入職経路、入国費用等に関する初の調査として、令和6年(2024年)12月26日に公表した。 	実施済
	43	◎ 毎月勤労統計調査について、母集団労働者数の推計方法や季節調整法の見直しなど、更なる結果精度の向上を目指し、調査の改善に取り組む。	厚生労働省	令和5年度(2023年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年(2024年)1月の毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ報告書において、長期にわたり変更のなかった季節調整法を新しいプログラム(X-12-ARIMA)に変更することで、これまでのプログラムでの課題が解消され、安定性を向上させる改善が期待できることが確認できたことから、令和7年(2025年)1月分から、新しいプログラム(X-12-ARIMA)に変更して季節調整値を公表した。 令和6年(2024年)11月に「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」を再設置し、母集団労働者数の結果精度の向上を図るため、母集団労働者数の推計で用いている雇用保険データの適用率について検討を行い、令和7年(2025年)3月7日の第3回ワーキンググループにおいて、検討結果の取りまとめを行った。 その結果、長期にわたり変更のなかった適用率について、これまで産業・規模で一律であったものから、実績データに基づいて、毎年、産業・規模別に設定することで、現在の推計方法よりも精度向上が図られる可能性が高いことが確認された。令和7年(2025年)1月分から、産業・規模別に適用率を設定することで対応している。 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	44	◎ 船員労働統計調査については、陸上労働者との比較可能性の向上や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、母集団を把握するための統計調査との統合、調査・集計事項や調査対象の追加などの検討を早期に開始し、一定の結論を得る。	国土交通省	令和6年度（2024年度）までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船員労働統計調査については、統計委員会の前回答申（令和3年3月12日付統計委第3号）時の「今後の課題」及び公的基本計画への対応として、下記のとおり検討を行った。 また、令和5年度（2023年度）中に本調査に係る調査計画の変更（e-Surveyによる報告の追加）に係る承認申請を行い、令和6年（2024年）3月28日に総務大臣の承認を受けた。 ○課題（3）及び（4）については、令和6年度（2024年度）に実施した「船員労働統計母集団等調査」（一般統計調査）に調査事項等を追加し、その結果を分析の上、第1号調査への追加を検討中。課題（1）についても、母集団等調査の結果を踏まえて引き続き検討を行い、結論を得る。 ○課題（2）については、第3号調査で「昨年1年間の特別に支払われた報酬」を把握する方向で検討。 ○課題（5）については、現時点で活用可能な行政記録情報はないことが確認されたが、今後も継続的に確認・検討する。 【統計委員会 諮問第146号の答申及び課題（令和3年3月12日付統計委第3号）（抄）】 （1）指定船舶（第1号調査）の定期的なしっ皆調査の実施の検討 （2）特殊船（第3号調査）における昨年1年間の特別に支払われた報酬の把握の検討 （3）指定船舶（第1号調査）における昨年1年間の定期払いを要する報酬の把握及び陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項の追加の検討 （4）指定船舶（第1号調査）における予備船員の調査対象への追加の検討 （5）業務報告等を活用した報告者負担の軽減 	実施・検討予定
(2) 環境に関する統計の整備・改善	45	○ エネルギー消費統計について、時系列の安定化やデータの精緻化のための課題の検討を引き続き行う。	資源エネルギー庁	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー消費統計は、我が国のエネルギー消費動向の把握等を行う上で重要な統計であり、時系列の安定化やデータの精緻化が重要である。このため、エネルギー消費統計では、委託研究により有効性が認められた対応策（(i)標本を半数ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングの導入、(ii)差推定の導入、(iii)時系列での外れ値排除処理の導入など）を採用することでデータの精緻化を進めてきた。また、委託研究を通じて、これらの効果検証を継続的に実施しており、その有効性を確認しつつ引き続き本統計の精緻化に向けて取り組んでいるところ 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
(3) 観光に関する統計の精度向上	46	○ 宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査及び訪日外国人消費動向調査について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による観光業への影響を踏まえつつ、引き続き、調査結果の安定性の確保や精度向上に向けた検討を行う。	観光庁	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊旅行統計調査については、精度向上に向けて令和6年度（2024年度）に層化基準の見直しに向けた調査を実施した。令和7年度（2025年度）においては前述の調査の結果を基に調査計画の見直しを実施予定である。 旅行・観光消費動向調査については、回答中に一部エラーチェック（回答の矛盾など）を実施可能なオンライン回答の推進を進めることで回答精度を向上させつつ、令和6年度（2024年度）には標本設計手法並びにサンプル数の見直しを図り、令和7年度（2025年度）調査から変更後のサンプル数での調査を開始予定。令和7年度（2025年度）においては精度向上及び負担軽減に向け、調査手法に係る検討業務を実施予定である。 訪日外国人消費動向調査については、令和6年度（2024年度）から「インバウンド消費動向調査」として調査を実施しているところ。今後も調査対象や調査方法等の見直しに向けた検討を行う。 	継続実施
(4) 建設・不動産に関する統計作成の改善	47	◎ 諮問第162号の答申「建築着工統計調査の変更について（令和4年4月20日）」において示された、建築工事費調査の標本設計の見直しや調査方法の変更による影響分析といった課題について、検討を行うとともに、調査の実施状況について適時適切に報告を行う。	国土交通省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 建築工事費調査の実施状況や公表結果について、令和4年（2022年）7月に統計委員会への報告、令和5年（2023年）1月に委員懇談会で報告を行った。国土交通省に常駐している総務省統計研究研修所から派遣された統計品質管理官から支援を受けて調査の実施・公表を行っており、令和6年（2024年）4月の統計委員会においても、状況報告を行った。 また、調査の準備段階で使用する建築工事届の様式を定めている、建築基準法施行規則を改正し、令和6年（2024年）10月1日に公布・施行した。主な改正点として、調査対象の特定を容易にするために物件名を記入する欄を追加するとともに、建築物の用途欄について、従来は使途区分の7区分から選択していたところ、精度向上等のために建築確認申請の用途区分と同じ分類に変更した。（令和7年（2025年）1月以降に着工する建築物より適用） 上記の状況を踏まえ、調査の課題については今後統計品質改善会議において検討する。 	実施・検討予定
	48	◎ 統計作成プロセス診断の結果を踏まえ、建設工事統計及び建築着工統計の業務マニュアルの整備、共有を行う。	国土交通省	令和5年度（2023年度）末までに実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事統計及び建築着工統計について、統計作成プロセス診断の結果も踏まえて、令和5年度（2023年度）に作業プロセスの見直し（BPR）を行った。 見直しに当たっては、まずは現状の業務フローを整理し、課題・問題点を踏まえて、新しい業務マニュアルの整備を行い、担当者だけでなく管理職員、都道府県及び受託事業者も全体業務を把握可能とした。 本件については令和6年（2024年）3月の統計品質改善会議、同年4月の統計委員会において報告済みであり、また、他省庁にも共有を行った。 	実施済
	49	○ 建設総合統計の精度向上に向け、建設工事進捗率調査を実施し、同調査への建築工事費調査の活用方法について引き続き検討を行う。	国土交通省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度（2023年度）建設工事進捗率調査を実施し、建設総合統計へ適用する進捗率について令和6年（2024年）12月20日付けで公表を行った。進捗率調査の実施にあたり、建築工事費調査を、進捗率調査における建築工事分の母集団名簿作成へ活用した。 	実施済

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	50	○ 我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報のデジタルデータの整備・検討状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。	国土交通省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 不動産登記情報の活用方法について、令和6年度（2024年度）から標本設計や調査結果の補完等の観点から検討を開始した。	実施・検討予定
(5) 農林水産統計のデジタル技術等による改善及びEBPM推進	51	◎ 農業経営統計調査の営農類型別経営統計について、必要性の低下した調査項目の見直し・デジタルデータの活用による報告者の負担軽減と、民間委託による地方職員の労力軽減に向けた取組を推進する。	農林水産省	令和5年度（2023年度）から順次実施する。	・ 農業経営統計調査の営農類型別経営統計については、経営収支等の主要な項目の把握を継続しつつ、令和6年（2024年）調査から、民間委託の導入及び調査項目の整理を行い、調査計画の変更に係る申請を実施した。 また、決算書類や販売伝票などをデジタルデータで入手する取組を実施した。 なお、生産管理ソフトデータは一部の作業等に特化した整理となっていることや、経営管理ソフトにより労働時間やe-Tax等を整備している経営体が依然として少ないこと等から、現時点では課題が多くある状況であり、引き続き活用の実現に向けて検討を進める。	継続実施
	52	◎ 作物統計調査について、人工衛星データ等を用いた先進技術や行政記録情報等の活用を通じ、統計の品質を確保しつつ、報告者の負担軽減や調査事務の簡素化、効率化に向けた取組を推進する。	農林水産省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・ 令和2年（2020年）調査から水稻の作柄予測に人工衛星データからの取得データ等を活用した手法を順次導入し、令和6年度（2024年度）に行政記録情報の活用による調査の効率化、民間委託化等の見直しを行った。	継続実施
	53	○ 農林水産物・食品の輸出拡大や農山漁村の活性化等といった政策課題について、客観的なデータに基づく施策の検討に資するため、統計部局が省内外の統計データ等を作成・分析し、政策部局へ提供・支援する取組を、学識者の知見も活用しながら推進する。	農林水産省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・ 令和4年度（2022年度）から、大臣官房統計部が省内の政策部局からのニーズ・要望を受け、多様な統計等データを整備・改善し、政策立案を支援するための統計等データを作成・分析し、省内に提供する取組を開始。令和5年度（2023年度）以降は、学識経験者の知見も活用しながら政策部局側と連携しつつ調査・分析を実施し、計8件の分析レポートを提供・公表。 また、平成29年（2017年）7月から統計部内に「統計データ利活用サポート窓口」を設置し、統計データの所在案内、調査票情報の提供等を実施するなど、省内の統計利用等を学識経験者の知見も活用しながら支援。	継続実施
	54	○ 農林水産統計においてオンライン回答を促す手法の効果検証を行い、回答数に占めるオンラインによる回答数の割合の向上に向けた取組を推進する。	農林水産省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・ 農林水産統計調査の実施に当たっては、オンライン回答の対象範囲を増やすとともに、ナッジの検証結果を踏まえたオンライン回答に誘導する資料の作成、レスポンスデザイン導入などを検討し、一部調査において実装した。	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度(2024年度)末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
(6) 教育に関する統計の作成プロセスの整備	55	○ 21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)の調査対象者の進学等を勘案し、関係府省との調整を含め、施策ニーズに即した今後の調査の方向性や調査内容について検討する。	厚生労働省、文部科学省	令和5年度(2023年度)末までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年(2023年)3月に「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に、「縦断調査の改善に関するワーキンググループ」を設置し、今後の縦断調査の方向性や調査内容について検討し、令和7年(2025年)1月29日の第6回ワーキンググループにおいて報告書を取りまとめ、同年1月31日に公表した。 本ワーキンググループにおいて、21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)に関する今後の方向性等について議論したところ、世代間比較を目的の一つとしていることから、21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)と同様、高校1年等を対象とする令和8年(2026年)調査(第16回)から文部科学省を実施主体とする共管調査に変更することが適当であるという結論を得た。 一方、文部科学省においても、令和8年(2026年)調査(第16回)以降、実施主体を文部科学省とする共管調査に変更することについて、文部科学省の研究会において検討を行い、文部科学省を実施主体とする共管調査として実施していくことについて両省間で確認ができた。 	実施済
	56	○ 学校を対象とした統計調査について、各学校において導入が進められている統合型校務支援システムとのデータ連携について具体的に検討するなど、引き続き、調査の効率化及び学校の更なる負担軽減に資する取組を推進する。	文部科学省	可能な限り早期に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 学校を対象とした一部の統計調査において、令和5年度(2023年度)に校務支援システムから出力されるXMLデータを用いて、一部の調査項目への取り込みを可能とする試行運用を開始した。 	継続実施
	57	◎ 学校保健統計調査における調査項目や調査手法等の改善について、有識者による研究会での検討状況や必要性も踏まえつつ、引き続き取組を推進する。	文部科学省	令和5年度(2023年度)から順次実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 従来は脊柱・胸郭・四肢の項目をひとつにまとめて調査していたところ、研究会での議論を踏まえて令和5年度(2023年度)調査から、調査項目を分割しそれぞれの状態について把握することとした。その他の指摘事項については、当調査における必要性等を考慮しながら引き続き検討を行う。 	継続実施
第3章 2 統計利活用の推進基盤の改善・強化を通じた統計の有用性確保・向上 (1) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	58	○ 各府省は、統計調査の結果、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをe-Statに登録する。また、機械判読可能な統計データの整備に係る各種方針を踏まえ、メタデータの整備、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充、API機能に対応するための統計情報データベースでの登録を計画的に実施する。加えて、総務省と連携して、統計調査の概要や地域区分、分類項目・集計項目一覧などの統計を利用する際に必要な情報をe-Statに登録する。なお、総務省は、上記方針を情報通信技術(ICT)の進展やユーザーニーズを踏まえて随時見直すとともに、各府省への統計データの登録に係る周知や、各府省における統計データの登録状況を確認しつつ、当該業務を引き続き支援する。	総務省、各府省	令和5年度(2023年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 総務省において、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充のため、登録に係る周知や各府省における統計データの登録状況の把握を行うとともに「統計情報データベース登録手順書」の提供を行った。 また、各府省の統計情報データベースのデータ整備について、問合せ対応を行うなどの支援を行った。【総務省(統計局)】 統計データのe-Statへの集約を引き続き行うこととしており、原則として、公的統計については、e-Statへ登録するよう推進している。【総務省(政策統括官)】 (統計データのe-Statへの登録状況については、第3部2(3)政府統計の総合窓口(e-Stat)による統計情報の提供状況参照) 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	59	○ e-Statについて、検索性の向上、データカタログ機能の追加、ユーザーインターフェースの改善を図るとともに、各府省が利用するその他の政府統計共同利用システムについても、利便性や操作性の向上、機能改善を図る。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	<ul style="list-style-type: none"> e-Statについて、検索性の向上に資するAI技術等の活用可能性に関する調査研究を実施した。 また、e-Surveyについて、複数調査票の重複提出防止機能、メール配信型簡易調査機能、パスワード候補表示方法の改善、提出期限情報設定機能の改善等を行うとともに、その他の政府統計共同利用システムについても、機能改善を図った。 	継続実施
(2) 調査票情報等の提供及び活用	60	○ 独立行政法人統計センターと連携し、EBPMの推進や学術研究の発展等に資するよう、引き続き、調査票情報のオンライン利用に係る拠点施設及び統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況や利用者のニーズを踏まえつつ、調査票情報の適正管理及び秘密の保護を前提に、リモートアクセス方式の導入に向けた実証実験を含め調査票情報の利用・提供形態の在り方について検討する。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> オンライン利用の全国的な展開に向け、大学、研究機関等の協力を得て全国に24のオンライン施設を整備するとともに、関係府省と連携して利用可能な統計調査を12府省が所管する計93調査（令和7年（2025年）3月末時点）まで拡充を図った。引き続き、オンライン施設及び利用可能な統計調査について、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、順次拡充を図る予定 リモートアクセス方式による提供については、令和5年度（2023年度）の実証実験や利用・提供形態の検討の結果を踏まえ、調査票情報の二次的利用の申出手続をシステム化する政府統計共同利用システム（オンライン利用システム）を活用した提供を開始した（令和7年（2025年）3月～）。 	継続実施
	61	○ 各府省及び独立行政法人統計センターと連携し、調査票情報に加え、統計の作成に必要なデータレイアウトや符号表等の情報の保管を支援する仕組みの構築について検討を進める。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 統計の作成に必要なデータレイアウトや符号表等の情報を含む調査票情報の二次的利用に係るメタデータの整備方針を策定し、メタデータ作成の統一フォーマットを提示するとともに、各府省の整備計画の管理及びメタデータの作成補助等の各種支援を実施した。なお、整備したメタデータを保管・利用する政府統計共同利用システム（オンライン利用システム）の運用を開始した（令和7年（2025年）3月～）。 	継続実施
	62	○ 独立行政法人統計センターと連携し、調査票情報等の提供及び活用に係る利用者の利便性向上に資する観点から、より分かりやすい提供手続や利用可能な統計調査に係る調査票情報一覧の情報提供などマイクロデータ利用ポータルサイトの充実を図るとともに、提供に係る進行管理や相談対応の充実、審査の標準化・効率化、提供手続の簡素化の検討等の取組を順次進める。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> マイクロデータ利用ポータルサイト（以下「miripo」という。）上に調査票情報の提供に関する研究者等向けの一元的な相談窓口において、研究者等に対する必要な助言、申出のサポート等を行っている。 また、これまでは府省ごとであった調査票情報の二次的利用に係る申出手続の窓口を一元化する「マイクロデータ利用電子申出窓口（e-Micro）」の設置や「利用可能な統計調査一覧」の掲載等により、miripoの掲載内容を一層充実し、利用者の利便性向上を図った（令和7年（2025年）3月～）。 その他、引き続き審査の標準化・効率化を推進するとともに申出手続の進行管理が可能となる政府統計共同利用システム（オンライン利用システム）の運用開始等により、調査票情報の提供に係る環境整備を進めている。 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	63	○ 匿名データやオーダーメイド集計について、利用者のニーズを踏まえつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関が提供する匿名データの作成早期化を図るため、基幹統計調査の匿名データの作成に係る統計委員会への諮問の時期の前倒しが可能になったこと等に伴い、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年（2009年）2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を令和6年（2024年）10月10日付けで改正・施行した。 行政機関が提供する匿名データは、令和6年度（2024年度）末時点で2省所管の8調査（76年次分）であり、令和6年度（2024年度）において3年次分のデータの追加を行った。 また、行政機関及び日本銀行が提供するオーダーメイド集計は、令和6年度（2024年度）末時点で10府省等所管の31調査（435年次分）であり、令和6年度（2024年度）において18年次分のデータの追加を行った。 引き続き、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加を行う予定である。 	継続実施
	64	○ 匿名データの有用性の向上とともに、効率的かつ安定的な匿名データの作成に資する観点から、攪乱手法を含む匿名化処理の方法について研究・検討を進める。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 従前から行っている手法（リコーディング、トップ（ボトム）コーディング等）に加え、攪乱手法（スワッピング、ノイズ付与等）について先行研究を踏まえ、研究・検討を進めている。 	継続実施
3 PDCAサイクルの確立による統計の信頼性の確保 (1) PDCAサイクルの定着	65	○ 令和4年度（2022年度）における取組の結果を踏まえ、各府省における業務マニュアルの適切な整備を促し、統計調査の業務プロセスの標準化を進展させる観点から、業務マニュアルに記載すべき内容の目安を示す「統計作成ガイドブック」を策定する。また、事後検証（自己点検）や統計作成プロセス診断において、業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認・診断が的確に実施されるよう、点検・評価ガイドライン及び「統計作成プロセス診断の要求事項」の改定を行う。	総務省	令和5年度（2023年度）前半までに実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 各府省で構成された「統計作成プロセスにおける品質管理に関するワーキンググループ」における議論を踏まえ、統計ごとの業務マニュアル作成に資する「統計作成ガイドブック」を令和5年（2023年）4月に策定した。【総務省（統計局）】 事後検証（自己点検）や統計作成プロセス診断において、業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認・診断が的確に実施されるよう、点検・評価ガイドラインについて、令和5年（2023年）5月以降、「統計作成プロセスにおける品質管理に関するワーキンググループ」において、各府省間で改定の方向性及び改定案の検討を重ね、成案を得た。その後、統計企画連絡調整会議における周知を経て、同年7月28日に統計行政推進会議申合せとして改定を行った。 また、「統計作成プロセス診断の要求事項」については、上記の事項への対応も含めた必要な措置を行うため、令和4年度（2022年度）に引き続き、要求事項等検討タスクフォースにおいて、要求事項及び方針（フレームワーク）の検討・審議を行い、成案を得て、統計作成プロセス部会及び統計委員会の了承を得た上で、令和5年（2023年）7月28日に総務省政策統括官（統計制度担当）決定を行った。【総務省（政策統括官）】 	実施済

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	66	<p>○ 上記による改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）を行うとともに、策定された「統計作成ガイドブック」を踏まえ、業務マニュアルの必要な改定を行い、それに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。その際、各府省の統計幹事は、業務マニュアルの整備・更新やPDCAサイクルの確立・定着についてリーダーシップを発揮し、業務マニュアルの整備・共有状況を確認し、担当者に必要な助言・指導を行うとともに、事後検証（自己点検）が的確に行われることを確保するため、検証の結果やそれを踏まえた対応の確認を行う。</p>	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「統計作成ガイドブック」を踏まえ、統計調査所管部局へ業務マニュアルの整備について周知を実施した。また、点検・評価の際に統計調査所管部局へ必要に応じて助言・指導を行った。【内閣府】 ・ 業務マニュアルについて必要な見直しを随時実施し、業務を遂行している。また、業務マニュアルの見直しの際には、必要に応じて担当者から統計幹事に相談できる体制を構築し、必要な助言・指導を行っている。【警察庁】 ・ 点検評価ガイドラインに基づき、点検・評価の実実施計画に併せ、定期的に調査担当課室における自己点検を行うとともに、統計幹事部局における状況の確認、必要な助言を実施した。【総務省（統計局）】 ・ 点検・評価ガイドラインに基づく点検・評価に併せて、その実施計画に従い、統計作成課室において自己評価を実施後、大臣官房総合政策課において二次的チェックを実施、必要に応じて統計作成課室に改善の指導を行った。【財務省】 ・ 省内統計作成担当者向けの業務マニュアルのひな形を示し、統計作成課の業務マニュアル整備を促進した。【文部科学省】 ・ 厚生労働省統計標準ガイドライン（統計プロセスごとの業務内容等をまとめたもの。以下同じ。）の改正を行い、業務マニュアルの改定・策定を実施する手順書を作成した。 また、45調査について、調査担当課室において点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）を実施し、拡充が必要な業務マニュアルの洗い出しや、業務マニュアルの拡充スケジュールの作成等を行った後、PDCA担当室において二次点検を実施し、必要に応じて調査担当課室に助言・指導を行った。【厚生労働省】 ・ 点検評価ガイドラインに基づき、定期的に調査担当課室による自己点検・評価に加え、調査担当課室から独立した部署による二次的な点検・評価を実施。この中で、業務マニュアルの必要な改定等の支援を実施した。【農林水産省】 ・ 令和6年度（2024年度）は、基幹統計4調査、一般統計1調査の計5調査について事後検証（自己点検）を行った。「PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」の施行以降は、これに基づき、統計品質管理官を中心に点検対象の調査における業務マニュアルの整備・共有状況を確認し、統計作成課室の担当者に必要な助言・指導を行った。【経済産業省】 ・ 「統計作成ガイドブック」を参考にし、業務マニュアルに記載が必要な事項を網羅的に整理した独自のチェックリストを作成した。また、業務マニュアルの整備を行いやすくなるよう、マニュアルに記載すべき項目を網羅し具体的な記載例を示した「サンプルマニュアル」を作成し、省内に共有した。【国土交通省】 ・ （第3部4（1）PDCAサイクルの確立・定着に向けた点検・評価の取組状況 参照） 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	67	○ 改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）が各府省において実施される際に、これと併せて、「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行う。その際には、令和4年度（2022年度）に実施した「点検・確認」の結果も踏まえ、各統計調査の実情に応じて診断事項の重点化を行うなど、効果的かつ効率的な実施を図る。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・（第3部4（2）統計作成プロセス診断の実施状況 参照）	継続実施
	68	○ 「統計作成ガイドブック」に、各府省が業務を遂行する際に、業務マニュアルに記載されていない例外措置を行った場合、又はその時々事情により業務マニュアルに記載された対応以外の対応を行った場合には、その記録を残すべき旨を盛り込む。	総務省	令和5年度（2023年度）前半までに実施する。	・ 「統計作成ガイドブック」に、各府省が業務を遂行する際に、業務マニュアルに記載されていない例外措置を行った場合又はその時々事情により業務マニュアルに記載された対応以外の対応を行った場合の記録を残す旨を盛り込んでいる。	実施済
	69	○ 点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）などの機会に、業務マニュアルに例外事項を加えるかどうか、また、業務マニュアルの記載内容を見直すかどうかを検討する。	各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査サイクルや点検・評価の実施、あるいは、担当者の異動などのタイミングを踏まえ、定期的に、各プロセスで作成した成果物・実施記録等の存在を確認し、業務マニュアルの内容を確認、修正している。【財務省】 ・ 点検・評価ガイドラインに基づき、調査担当課室において事後検証（自己点検）を行った後、PDCA担当室においても二次点検を実施し、45調査を対象として業務マニュアルへの例外事項の記載状況を確認した。【厚生労働省】 ・ 点検評価ガイドラインに基づき、定期的に調査担当課室による自己点検・評価に加え、調査担当課室から独立した部署による二次的な点検・評価を実施。この中で、業務マニュアルへの例外事項の追加を検討した。【農林水産省】 ・ 「PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」に基づく事後検証（自己点検）において、例外事項が発生した場合の対応についてのマニュアルへの記載を検討した。【経済産業省】 ・ 令和6年度（2024年度）は、前年度の記載の不足箇所の洗い出し等をもとに、外部有識者との意見交換を実施し、業務マニュアルのチェックリスト等を作成した。今後はチェックリストをもとにチェックを行い、必要に応じて統計品質改善チームが伴走支援を行っていく。【国土交通省】 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	70	○ 統計作成プロセスの変更時におけるリスクを低減するため、特に、統計作成プロセスの重要な変更を行う場合には、その変更内容が他の各業務プロセスに与える影響の有無について確認を行う取組（以下「変更管理」という。）を確実に実施する。	各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 「統計作成ガイドブック」に、変更管理について記述するとともに、利便性の向上を図る観点から、統計作成ガイドブック（デジタル版）において、変更管理をはじめとする各種事例を登録・閲覧できる機能を追加した。【総務省（統計局）】 統計作成プロセスの部分的な変化や変更が、有識者による検討や業務マニュアル等を踏まえ、他のプロセスに及ぼす影響を事前に確認し、誤りなどのリスクの未然防止を図っている。【財務省】 点検・評価ガイドラインに基づき、調査担当課室において事後検証（自己点検）を行った後、PDCA担当室においても二次点検を実施し、45調査を対象として変更管理の対応状況を確認した。【厚生労働省】 点検評価ガイドラインに基づき、定期的に調査担当課室による自己点検・評価に加え、調査担当課室から独立した部署による二次的な点検・評価を実施。この中で、調査計画の変更を踏まえた業務マニュアルの改定等の変更管理を実施した。【農林水産省】 統計作成プロセスの変更時におけるリスク低減のために、重要な変更を行う場合には、その変更内容が他の各業務プロセスに与える影響の有無について確認を行うよう、統計作成課室の担当者だけでなく管理職まで理解・浸透を図っている。【経済産業省】 	継続実施
	71	○ 総務省は、各府省における変更管理の取組を支援するため、業務プロセスの変更が他の業務プロセスに影響を及ぼした事例、変更管理によって問題発生を未然に防いだ事例等を収集・整理し、各府省に提供する。また、総務省は、収集・整理した事例の分析を踏まえて、「統計作成ガイドブック」に変更管理の手法や事例を掲載し、各府省は、その内容を踏まえ、所管する各統計調査の業務マニュアルについて必要な改定を行う。なお、総務省は、その後も、事例の収集等を進め、統計作成ガイドブックの内容を充実させる。さらに、総務省は、統計研究研修所における基礎・応用等の段階的に区分されたレベル別研修に、変更管理の手法等を順次盛り込む。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 変更管理の手法等を盛り込んだ統計研究研修所におけるレベル別研修の上級研修である統計データアナリスト研修及び統計幹部講座を引き続き実施した。 「統計作成ガイドブック」に、変更管理について記述するとともに、利便性の向上を図る観点から、統計作成ガイドブック（デジタル版）において、変更管理をはじめとする各種事例を登録・閲覧できる機能を追加した。【総務省（統計局）】 各府省における変更管理の取組については、点検・評価ガイドラインに基づき実施される点検・評価の結果や、統計作成プロセス診断の実施を通じて事例等を収集・整理・分析するとともに、必要に応じて、統計品質管理官会議等の場において、各府省に好事例を情報提供（横展開）している。【総務省（政策統括官）】 <p>（「業務マニュアルについて必要な改定を行う」に係る取組状況については、項目第3-3-(1) No.66 参照）</p>	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	72	○ 各統計調査の特性に応じ、統計委員会から示された「遅延調査票への対処基準」に沿って、遅延調査票を処理する。	各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	<ul style="list-style-type: none"> サービス産業動態統計調査（令和7年1月調査開始）においては、「遅延調査票への対処基準Ⅱ1」の対応として、調査の翌々月の速報公表に間に合わない調査票は、速報公表後も督促及び回収を行い、調査の5か月後の確報公表に取り込み、集計していく。【総務省】 医療施設調査においては、年報に関して、都道府県知事から調査票が提出された月分としての現行の集計に加え、医療施設について開設・廃止等の事由が発生した月分としての集計を別途行い、その結果を参考表として掲載した。 薬事工業生産動態統計調査については、「公的統計の総合的な品質向上に向けて」（令和4年（2022年）8月統計委員会建議）において、遅延調査票への対処方法が求められているため、「月報」を「月報（速報）」として調査計画に明記することとし、年報公表時に、各月分の「月報（確報）」（遅延調査票や修正された調査票を反映）を併せて公表した。【厚生労働省】 すべての月次調査について、遅延調査票は確定値に反映した。【農林水産省】 「遅延調査票への対処基準」について統計作成課室の管理職に周知を行っており、今後も、事後検証（自己点検）を通じて、各統計調査について定期的に確認を行っていく。【経済産業省】 令和6年度（2024年度）も引き続き、統計ガイドブック等も活用しながら業務マニュアル等の整備を行い、「遅延調査票への対処基準」に沿って、適切に遅延調査票を処理した。【国土交通省】 	継続実施
	73	○ 業務マニュアルに遅延調査票の取扱いを記載し、その取扱いの適否について、点検・評価ガイドラインに基づいて実施する事後検証（自己点検）において、定期的な確認を行う。	各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 機械受注統計調査について、「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日統計委員会）等を踏まえ、これまで明文化していなかった遅延調査票の取扱いを業務マニュアルに盛り込み、令和5年度（2023年度）に実施した点検・評価においても、統計の品質確保・向上を図るための統計作成プロセスの水準の段階的な向上の観点から、確認を行った。【内閣府】 点検・評価ガイドラインに基づき、調査担当課室において事後検証（自己点検）を行った後、PDC A担当室においても二次点検を実施し、7調査を対象として遅延調査票の対応状況を確認した。【厚生労働省】 すべての月次調査について、遅延調査票は確定値に反映することを業務マニュアルに規定済み。【農林水産省】 事後検証（自己点検）を通じて、各統計調査における遅延調査票の取扱いの適否やマニュアルへの記載を確認しているところ。今後も、事後検証（自己点検）を通じて、各統計調査について定期的に確認を行う予定【経済産業省】 各統計の業務マニュアルに遅延調査票の取り扱いについて記載されるよう、業務マニュアルのチェックリストに項目として盛り込み、記載を進めている。【国土交通省】 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	74	○ 遅延調査票の取扱いが「遅延調査票への対処基準」に沿って確実に実行されるよう、遅延調査票の取扱いについて「統計作成ガイドブック」に記述する。また、基幹統計調査については、総務省が行う「統計作成プロセス診断」において、「遅延調査票への対処基準」に沿った対応や業務管理が行われているかを確認する。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 「統計作成ガイドブック」に、遅延調査票の取扱い及び「遅延調査票への対処基準」に沿った業務の実施について記述している。【総務省（統計局）】 令和6年度（2024年度）に基幹統計調査を対象に実施した統計作成プロセス診断において、「遅延調査票への対処基準」に沿った対応や業務管理が行われているかについて確認を実施した。【総務省（政策統括官）】 	継続実施
	75	○ 各府省は、一部の業務プロセスを地方公共団体や民間事業者に委託している統計調査の実施に当たっては、その準備段階から、地方公共団体や民間事業者との目的意識の共有を図り、意思疎通を十分に行う。また、実施状況報告において改善提案を求めるとともに、点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）の機会に改善提案を求めるなど、地方公共団体や民間事業者からの意見聴取を行う。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	<ul style="list-style-type: none"> No.65で記載する点検・評価ガイドラインの改定に併せ、同ガイドラインに基づく点検・評価様式及びPDCAガイドライン運用上の手引きに、外部委託先からの意見や改善提案の聴取について盛り込んでいる。【総務省（政策統括官）】 調査の実施に際しては、実施者と委託業者間の定例会や、地方公共団体との各種会議・打合せの場を設けるなどにより意思疎通を図っている。また、調査実施後においても、例えば委託業者からの実施報告書や地方自治体との事後報告会を通じて次回への改善提案を受けるなど、調査の改善に努めている。【総務省（統計局）】 業務プロセスを委託する民間事業者とは、調査の目的や実查の重要性等を伝え目的意識の共有を図り、疑問点・不明点等があればすぐに解消できるよう定期的に十分な意思疎通を行っている。また、実施状況報告において、電子調査票に関する改善提案を受け、民間事業者からの意見聴取を実施の上、その改修を行った。【財務省】 調査実施前に地方公共団体の担当者を対象とした事前説明会を実施し、調査の概要等を説明するとともに寄せられた要望等に対する回答を行った。【文部科学省】 地方公共団体に対して、全国厚生労働関係部局長会議等を通じて意思疎通を図るように努めている。 また、点検・評価ガイドラインに基づき、調査担当課室において事後検証（自己点検）を行った後、PDCA担当室においても二次点検を実施し、45調査を対象として、地方公共団体や民間事業者からの意見聴取の対応状況を確認した。【厚生労働省】 該当調査において、地方公共団体や民間事業者と打合せ等を実施し調査の目的・内容等について共有を図った。また、調査実施後には課題等について事後報告を求め、次回調査時の企画・設計時に活用することとしている。【農林水産省】 事後検証（自己点検）を通じて、各統計調査において、民間事業者との目的意識の共有、意思疎通および改善提案が行えているか等を確認しているところであり、今後も継続的に確認を行う予定【経済産業省】 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	76	○ 各府省が行った意見聴取の実施状況を把握し、その結果に基づき、地方公共団体や民間事業者の意見を踏まえた統計作成プロセスの改善の好事例の横展開を図るとともに、統計作成ガイドブックに把握した手法や事例を掲載し、点検・評価ガイドライン、統計作成プロセス診断の要求事項の内容について、必要な改定を行う。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 「統計作成ガイドブック」に、受託等機関からの改善提案に係る記述を追加するとともに、統計作成ガイドブック（デジタル版）において、受託等機関から聴取した意見を踏まえた各府省における統計作成プロセスの改善事例を登録・閲覧できる機能を追加した。【総務省（統計局）】 各府省が行った意見聴取の実施状況については、点検・評価ガイドラインに基づき実施される点検・評価の結果や、統計作成プロセス診断の実施を通じて事例等を収集・整理・分析するとともに、必要に応じて、統計品質管理官会議等の場において、各府省に好事例を情報提供（横展開）している。 また、上記の状況を踏まえ、点検・評価ガイドライン、統計作成プロセス診断の要求事項の内容について、必要に応じて改定を行うこととしている。【総務省（政策統括官）】 	継続実施
(2) 品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上	77	<p>○ 各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員は、職員が誤りを認識した場合に、誤り発見時の対応ルールに沿って速やかに適切に対応することができるよう、誤りが疑われる事案も含め、誤りの発見・報告及び対応を適切に行った職員も積極的に評価するような品質優先の風通しのよい組織風土の定着を図る。</p> <p>このような取組を促進するため、総務省は、各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員を対象としたマネジメント研修等において、内閣人事局や統計・品質管理の専門家の協力を得て、こうした組織風土を確立するためのスキル向上の指導等を行う。また、統計作成プロセス診断などの場を活用して、各府省における取組やヒヤリ・ハット事案の報告を受けて専門家の指導を受ける機会を設け、その結果を横展開する。</p>	各府省、総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 統計研究研修所における統計幹部講座として、新任の統計幹事及び統計作成に携わる幹部・管理職員を対象に、品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上を目的とする研修を引き続き実施した。【総務省（統計局）】 各府省における取組やヒヤリ・ハット事案について、統計作成プロセス診断の実施を通じて把握し、必要に応じ、統計監理官から助言等を行っている。また、取組の好事例等について、統計品質管理官会議等の場において、各府省に情報提供している。 誤り発見時の対応については、従前より内閣官房から提示されたひな形を踏まえて各府省において対応ルールを策定し、これに沿った対応が行われているが、令和5年（2023年）4月に、関係事務が内閣官房から総務省に移管されたこと、また、従前の統計分析審査官に代わって統計品質管理官が配置されたことなどを踏まえ、同年7月に総務省から新たに対応ルールのひな形を提示し、各府省において対応ルールの改定等が行われた。その中には、各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員の役割として、誤り等の発見・報告及び対応を適切に行った職員を積極的に評価するなどの取組を行うこと等が盛り込まれており、各府省において、これを踏まえた対応が行われている。【総務省（政策統括官）】 （「品質優先の風通しのよい組織風土の定着を図る」に係る取組状況については、項目第3-3-(2) No.80 参照） 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度(2024年度)末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	78	<p>○ 総務省及び各府省は、統計の作成を担当する職員に対し、誤り発見時の対応ルールの浸透を図るための研修を行う。</p> <p>また、総務省は、各府省の統計関係職員（統計幹事、統計作成を統括する幹部・管理職員、統計を担当する一般職員等）が、誤り発見時に適切な対応を行ったかどうかについて、人事評価において評価が行われるよう努める。</p>	各府省、総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省が各府省に提示している誤り発見時の対応ルールのひな型において、各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員の役割として、誤り等の発見・報告及び対応を適切に行った職員を積極的に評価するなどの取組を行うことを盛り込んでおり、各府省では、これを踏まえて自府省におけるルールを策定し、対応を行っている。総務省では、統計研究研修所が実施する各府省の統計部局の幹部職員を対象とした研修や、定期的に開催される統計品質管理官会議などの機会を通じ、こうした対応ルールの各府省への浸透を図っている。【総務省（政策統括官）】 ・ 誤り発見時の対応ルールの浸透を図るため、定期的に府内職員に向けて周知を行っている。【内閣府】 ・ 統計の作成を担当する職員に対して、誤り発見時の対応ルールを定期的に周知徹底している。【警察庁】 ・ 統計部局の研修に、誤り発見時の対応ルールを始めとした統計品質確保に関する講義を盛り込み、統計職員に対するPDCAサイクルの確立や品質優先の風土の定着・浸透を図った。【総務省（統計局）】 ・ 異動期をはじめ適宜、統計の作成を担当する職員に対し、誤り発見時の対応ルールの浸透を図るための周知をし、適切に運用できる環境を整えている。【財務省】 ・ 統計リテラシーやガバナンスの強化を目的として、指定職及び統計調査を所管している課室長級を対象とした研修を必須研修として実施し、その中で、誤り発見時の対応ルールの浸透を図った。【厚生労働省】 ・ 省内統計作成課室に対する管理職会議を開催し、誤り発見時の対応ルールの周知・課室内への浸透を図った。【経済産業省】 ・ 新たに統計業務を担当する職員を対象に講習会を開催し、その中で誤り発見時の対応について説明を行っている。【国土交通省】 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	79	<p>○ 誤り発生時に、遡ってその原因を速やかに分析・検証し、再計算により適切なデータを復元する可能性を高める観点から、既に永年保存することとされている調査票情報の電磁的記録に加え、以下の情報等を、「常用（無期限）」として保存する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データレイアウトフォーム、符号表等の当該データを定義するために必要な情報 ・母集団推計を行うための集計用乗率 ・行政記録情報など公表された統計を作成するために必要な情報 ・電子計算機処理に必要な情報、集計プログラム作成のために必要な仕様・それらの取扱要領、調査概要資料等 <p>あわせて、「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日統計委員会）IV 今後の取組 1－iv）で改定した業務マニュアルに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。</p> <p>これらを徹底するため、各府省は、総務省及び内閣官房が連携し、令和4年度（2022年度）に改定を行った誤り発見時の対応ルールのひな型に基づき、自府省の対応ルールを改定する。</p>	各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省が各府省に提示している誤り発見時の対応ルールのひな型において、公表数値等の誤り発生時に、遡ってその原因を速やかに分析・検証し、再計算により適切なデータを復元する可能性を高めるため、「統計調査に関する情報の保存、記録の作成」に関する規定を盛り込んでおり、各府省では、これを踏まえて自府省におけるルールを策定し、対応を行っている。 	実施済
	80	<p>○ 各府省の統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員は、品質を優先する組織文化や風通しのよい職場環境を形成するとともに、誤りの発見・報告及び対応を適切に行った職員も積極的に評価するものとする。こうした取組を推進するため、総務省は、各府省の統計幹事に期待される役割を分かりやすく整理して示すとともに、学識経験者や統計・品質管理の専門家などの協力を得て、統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員を対象とした、統計作成プロセスの特性に即したマネジメント研修を開発し、異動時期に開催するなど効果的に実施する。</p>	各府省、総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計の公表にあたっては、確認の期間を十分に設けるなど、品質を優先する組織文化の形成等について、適切に対応している。【警察庁】 ・ 統計幹事において、継続実施している基幹統計調査及び一般統計調査の公表数値等に誤りが発見された場合の対応等について省内ルールを定め、誤り等の発見・報告及び対応を適切に行った職員を積極的に評価することとしている。【法務省】 ・ 統計部局において、令和5年度（2023年度）から誤りの発見等を適切に行った者への人事評価を試行的に実施している。【厚生労働省】 ・ 農林水産省では、本省、地方農政局の統計担当職員を対象とした説明会を半年に一度開催し、訂正事案と注意事項について共有するとともに、誤りを発見した際には組織的に対応していくマインドの重要性を周知することで、品質優先の風通しのよい組織風土の定着を図っている。【農林水産省】 ・ 統計作成課室の組織目標に着実な統計作成について設定するとともに、誤り発生時にはその対応について、職員を適切に評価することとしている。【経済産業省】 （（幹部・管理職員を対象とした研修）項目第3－3－(2) No. 77 参照） 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	81	○ 各府省の統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員の人事評価について、統計の品質管理のための取組の状況、誤り発見時における対応の状況、担当職員の能力向上のための取組の状況などが評価対象に加えられるよう努める。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・ 「令和7年度における人事管理運営方針」（令和7年3月31日内閣総理大臣決定）において、幹部・管理職員を含め品質管理や誤り防止の取組等への的確な評価を行うことを盛り込み、各府省における取組を促した。	実施済
	82	○ 各府省の統計部局以外の幹部・管理職員についても、統計の重要性や統計に誤り等があった場合に生じる問題、統計作成のマネジメントの必要性や手法などの基本的事項を学ぶことができるよう、総務省は、各府省の幹部・管理職員を対象として行われている既存の各種研修などに対し、必要な情報や事例などコンテンツの提供を行う。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計研究研修所では、各府省の幹部・管理職員を対象として行われている既存の各種研修などで活用できるよう、統計幹部職員向けに実施している「統計幹部講座」の動画を撮影し、コンテンツ提供を開始する旨を各府省の研修担当へ周知した。 【総務省（統計局）】 ・ 統計研究研修所で実施している各府省の幹部・管理職員を対象として行われている「統計幹部講座」において、新任の統計幹事及び統計作成に携わる管理職を対象に、品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上を目的とする研修を実施しており、その中で、「統計の品質管理」の講義を行い、必要な情報や点検・評価や統計作成プロセス診断により把握された事例などを提供している。【総務省（政策統括官）】 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
(3) 災害・感染症等の発生時における対応	83	<p>○ 各府省は、大規模災害や感染症等の発生・拡大時における公的統計の重要な役割（災害等の状況把握、復興計画の策定のエビデンス、復興状況の評価等）を踏まえ、「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」や各府省における業務継続計画を含む行動計画等に沿って、実査を担う統計調査員を始めとする調査関係者の安全を確保しつつ、これら災害等の発生・拡大時における統計調査の継続的な実施や確実な結果の公表等に向けた対応が的確に行われるよう引き続き取り組む。</p> <p>また、総務省が中心となって、大規模災害や感染症等の発生・拡大時における統計調査の実施や結果の公表等に係る取組の好事例の共有を行い、各府省における的確な対応を促進するなど取組の推進を図る。</p>	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災時における統計調査の継続的な実施や確実な結果の公表等に向けた対応が的確に行えるよう、国と地方公共団体等との連絡手段として、また、各府省等間における行動計画等の情報共有を図るため、政府共通NW/LGWAN掲示板システムのバーチャルフォーラム上に、「大規模災害対応フォーラム」を設けている。 また、新型コロナウイルス感染症影響下における季節調整については、各府省等から事例を収集し、統計委員会評価分科会において審議を行った。【総務省（政策統括官）】 ・ 「大規模災害が発生した場合の統計局の所管統計に係る行動計画」を平成31年（2019年）4月に策定しており、例えば令和6年（2024年）1月に発生した令和6年能登半島地震においては、当該計画に基づき、統計調査の継続的な実施や確実な結果の公表等に向けた対応を行った。【総務省（統計局）】 ・ 「大規模災害が発生した場合の財務省所管統計に係る行動計画」（令和5年（2023年）3月策定）について、異動期をはじめ適宜、統計の作成を担当する職員に対し、周知している。また、令和6年（2024年）9月の能登半島豪雨への対応として、被災状況等を踏まえ、一部地域の調査を控えるとともにその旨ホームページにて周知する等迅速に対応した。【財務省】 ・ 令和5年（2023年）1月に策定した「大規模災害が発生した場合の文部科学省所管統計に係る行動計画」に基づき対応している。【文部科学省】 ・ 厚生労働省統計標準ガイドライン等において、大規模災害発生時における統計関係業務の対応方針を定め、これを踏まえ対応している。【厚生労働省】 ・ 大規模災害発生時における統計関係業務の対応については、省全体における事業継続計画を踏まえ、継続的な実施や確実な結果の公表に取り組んでいる。 なお、令和6年（2024年）能登半島地震に際しては、被災地域における調査票の発送・督促・疑義照会を中止し、調査客体の負担に配慮した統計処理を行うなど、継続的な結果公表に努めた。【経済産業省】 ・ 国土交通省では、令和6年（2024年）1月の能登半島地震を契機に、被災時に国交省所管統計の全体状況を迅速に把握ができるよう、災害時等の対応整理票様式を作成した。【国土交通省】 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
4 統計基盤のデジタル化の推進	84	<p>○ 総務省及び独立行政法人統計センターは、調査対象者が政府統計共同利用システムのe-Surveyを用いた回答を行う際の利便性を向上させるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象となった企業等の情報システム、セキュリティ、業務体制等に応じた柔軟な回答記入に対応できるよう、HTML形式、マクロ無しエクセル形式など、電子調査票の形式を多様化する。 ・調査対象者によるデータ入力の手間を軽減するためのファイル取込み機能を実装する。 ・現在、電話や電子メールで行われている、調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などを、オンライン調査システム内で行うことができるコミュニケーション機能を提供する。 <p>などの検討を引き続き行い、改修を進める。</p>	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・政府統計共同利用システムのe-Surveyを用いた回答を行う際の利便性を向上させるため、 ○HTML調査票のローカル保存機能及び外部ファイル取込み機能の提供 ○マクロ無しExcel調査票を使用可能とするとともに、各府省支援のための調査票サンプルの提供 ○調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などを、オンライン調査システム内で行うことができるコミュニケーション機能の提供を開始した。 	継続実施
	85	<p>○ 統計調査の企画に当たっては、上記e-Surveyの積極的な導入を検討し、回答率の向上や集計等の効率化等を含めオンライン調査の推進を図る。</p>	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「オンライン調査の推進に関する取組状況に係るフォローアップ」により、各統計調査のオンライン回答率、調査の実施形態（e-Survey等）、オンライン回答率の向上に向けた取組等について把握するとともに、今後の参考となるよう、各省に情報共有を行った。また、統計委員会第4回デジタル部会（令和6年（2024年）12月13日）においてオンライン調査の推進状況について報告を行った。【総務省（政策統括官）】 ・各統計調査においてオンライン推進のために調査客体への周知、コールセンターへの問合せ内容の分析及び電子調査票の機能改善などの取組を実施している。【総務省（統計局）】 ・HPの掲載内容や調査票同封資料の見直しなどにより、オンライン回答率が向上するよう努めている。【財務省】 ・体育・スポーツ施設現況調査において令和6年度（2024年度）から新たにe-Surveyを活用するなどオンライン調査の推進を図った。【文部科学省】 ・令和6年度（2024年度）においては、新たに3調査についてオンライン調査を導入しており、継続的に取り組んでいる。【厚生労働省】 ・統計調査の企画に当たっては、デジタル化の推進を図るため、費用対効果も勘案した上でe-Surveyの導入を検討した。 ・オンラインでの調査の回答に必要なIDやパスワードの調査対象事業所への事前送付や、調査対象事業所との接触時にオンライン回答の推奨を行う等の取組を実施している。【経済産業省】 ・オンライン回答率向上のための方策として13の好事例を省内に展開し、その方策の導入を推進している。【国土交通省】 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	86	○ 総務省及び独立行政法人統計センターは、汎用的な集計ツールの開発について検討し、その成果を政府統計共同利用システム等を通じて各府省に提供する。この提供に併せて、当該集計ツールの活用方法や、システム整備の外注管理等に関する研修を開始する。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 政府統計共同利用システムのサブシステムとして、「汎用集計システム」の提供を開始した。 併せて、当該集計ツールの活用方法や、システム整備の外注管理等に関する研修を開始するための準備を進めている。 	継続実施
	87	○ 業務マニュアル等の整備を行う際に、集計システムの仕様について、担当者が現状の処理内容を理解できる文書とするなどの見える化を図る。また、上記の汎用的な集計ツールなども活用し、集計システム全般を改善するとともに、システムを用いたエラーチェック等、データ審査のデジタル化を推進する。	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 業務マニュアルに集計システムの仕様等を記載するなどし、見える化を図っている。また、令和6年（2024年）3月に集計システムを一新し、統計基盤のデジタル化を推進している。 【警察庁】 令和6年度（2024年度）には、業務マニュアルの整備に当たっての手順書を作成しており、令和7年度（2025年度）以降も引き続き、業務の見える化への対応を含む業務マニュアルの整備を実施していく。【厚生労働省】 事後検証（自己点検）を通じて、システムの仕様について、担当者が現状の処理内容を理解できる文書とするなど見える化が図られているかを確認するとともに、担当者のノウハウの言語化に努めている。【経済産業省】 （「汎用的な集計ツールの活用」に係る取組状況については、項目第3－4No.86参照） 	継続実施
	88	○ デジタル技術を活用した、業務マニュアルの更新状況の管理、効率的な更新・保存の在り方や、デジタル化に資する統計作成プロセスの標準化の推進、関係者間のコミュニケーションの効率化等について、引き続き技術的な検討を行う。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 「統計作成ガイドブック」に、統計作成プロセスにおけるデジタル化について記述するとともに、政府共通ネットワーク上でHTML形式により閲覧できるデジタル版を作成し、業務マニュアルの更新状況を管理する「業務マニュアル等管理簿」の様式等を電磁的記録で提供している。 	実施済

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
5 統計リソースの確保・人材育成 (1) 統計リソースの確保	89	○ 各府省は、統計作成における重大事象の発生を抑止する観点から、建議に盛り込まれた取組を含め、その業務量に見合った体制を確保する。特に、国土交通省は、今般の事案を踏まえ、早急に統計作成体制の立て直しを図る。	各府省、国土交通省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各府省において体制確保が進められており、令和6年度（2024年度）における統計職員数は1,987人、また、基幹統計作成に従事する職員数は879人となっている。 さらに、統計委員会から示された「令和7年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（令和6年5月22日付け統計委第4号）を踏まえ、各府省において、令和7年度（2025年度）における必要な統計リソースの確保を行っており、その状況については、第214回統計委員会（令和7年（2025年）2月）で報告を行った。【総務省（政策統括官）】（基幹統計作成に従事する職員の体制及び統計リソースの確保状況の詳細については、第3部5（2）統計職員の配置状況参照） ・ 各統計作成部局において、業務量に見合った体制を維持・確保している。【警察庁】 ・ 令和7年度（2025年度）機構・定員要求において、統計調査プロセス見直しのための体制整備を行うなど、必要な体制を確保した。【総務省（統計局）】 ・ 統計に関する事務を総括する総合政策課において、統計作成の支援や統計整備を図るための体制を整備するなど、必要な体制を確保している。【財務省】 ・ 統計担当職員の体制を確保しつつ、統計研修を実施するなど、職員の育成に努めている。【厚生労働省】 ・ 調査環境の変化に伴い継続が困難になっている調査方法について、持続可能な方法への不断の見直しを行うほか、先進技術も取り入れ、衛星画像等のデジタルデータや行政記録情報の有効活用の検証、オンライン回答を促す手法の効果検証等、各統計調査における効率化やデータ利活用の推進等について取り組むことにより、適正な品質が確保された統計作成の体制確保に努めている。【農林水産省】 ・ 統計品質管理官を中心に、事後検証（自己点検）を行う等、PDCAに取り組むとともに、統計に係る省内研修を実施し、職員の業務知識向上に努めた。【経済産業省】 令和6年度（2024年度）も引き続き、令和5年度（2023年度）に設置した統計政策特別研究官及び統計分析官、さらには統計品質改善チームにより、所管統計の企画立案や品質改善の取組を推進。また、統計作成担当室においても、令和5年度（2023年度）に強化した人員体制を確保し、統計作成に従事している。【国土交通省】 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	90	<p>○ 各府省は、統計業務に必要とされる基礎知識・スキルを有する職員に対し、統計部門を支える意識を持つことができるよう動機付けを与えるとともに、そのような職員を中心に、職員に対して統計に関する専門能力や統計事業のプロジェクトマネジメント等の技能を十分に付与するため、計画的な人事運用を行う。総務省は、こうした職員が適切に評価され、処遇されるよう、さらには、その専門能力や技能が、同様な知識・スキルが必要とされる他の行政分野でも効果的に活用され、職員の活躍の場が広がるよう、必要な検討を行う。</p> <p>また、統計部門の経験の長いエキスパート職員が持つ専門能力や技能が、次の世代に確実に継承されるよう、国家公務員の定年引上げの機会も活用して、エキスパート職員を若手の指導役とするなど体制上の工夫を行う。</p>	各府省、総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「令和7年度における人事管理運営方針」（令和7年3月31日内閣総理大臣決定）において、統計作成に携わる職員について、研修受講や統計データアナリスト等の資格取得の促進、能力向上と適切な処遇配置等に計画的に取り組み、EBPM及び統計人材の確保と育成を着実に進めることを盛り込み、各府省における取組を促した。【総務省（政策統括官）】 ・ 統計業務に従事した経験のある職員に対し、統計データアナリスト等に係る研修の受講を推奨するなど、「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、統計データアナリスト等の確保・育成を行っている。【内閣府】 ・ 統計データアナリスト等の確保・育成計画に基づき、各種統計研修の受講を働き掛けるなど、専門能力等を有する職員の育成に努めている。【警察庁】 ・ 統計データアナリストや統計データアナリスト補に係る研修等の受講を促し、それらの受講歴や認定歴を踏まえるとともに、周期調査や経常調査など様々な調査の各段階を担当させる人員配置を行っている。【総務省（統計局）】 ・ 所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案し、「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、積極的な研修の受講を推奨し、統計データアナリスト等の確保・育成を行っている。【財務省】 ・ 厚生労働省における「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、積極的な研修の受講を推奨し、統計データアナリスト等の確保・育成を行っている。【厚生労働省】 ・ 所管する統計調査数を踏まえ、統計データアナリスト等の育成計画（目標数）を作成した。令和2年度（2020年度）以降、「統計データアナリスト補研修」等の受講を推奨し、統計データアナリスト等の確保・育成を行った。 <p>また、データ分析の基礎となる農林水産統計の高い技能を有する人材育成の強化、若手職員へのキャリアコンサルティングを図るため、統計部門の経験の長いエキスパート職員を配置。【農林水産省】</p> <p>統計職員の専門性向上のため、省内における統計に係る研修内容を見直し、計画的な育成に努めた。また、統計業務の経験が豊富な職員に対して、統計データアナリストやアナリスト補の研修の受講を推奨し、中核的な役割を担うべく統計人材の育成に努めた。【経済産業省】</p>	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	91	<p>○ 統計幹事を支える統計品質管理官（仮称）について、公表前の審査の改善や誤り発見時の対応にとどまらず、統計の品質管理全般の中核となることができるよう、その体制の強化を行う。</p> <p>また、各府省の統計幹事及び統計品質管理官（仮称）を支えるため、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを、技術的アドバイザーとして確保する。</p> <p>さらに、統計品質管理官（仮称）に充てるための人材を安定的に確保・育成するため、研修の充実、人事交流を含む実務経験を通じた研鑽の機会の付与、優良事例の共有などを行う。また、統計品質管理官（仮称）ポストには、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格の取得者を充てる、統計品質管理官（仮称）ポスト在職中に統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格取得に必要な研修を確実に受講させるなど、各府省が共同して統計品質管理官（仮称）の確保・育成を行う。</p>	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	<p>・ 令和5年（2023年）4月から、各府省における統計の品質管理に関する取組の中核となる職員として、統計品質管理官を置いており、総務省統計研究研修所において発令し、総務省統計品質管理推進室及び配置先の府省等の官職に併任の上、統計調査を所管する府省等に配置している（令和6年（2024年）4月現在11府省に47名を配置）。</p> <p>併せて、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを統計品質アドバイザー及び統計技術アドバイザーとして任用し、各府省の統計幹事及び統計品質管理官を支援する体制を整備している。</p> <p>定期的に関催される統計品質管理官会議などの機会を通じ、勉強会の開催や各府省における優良事例の共有などを行い、統計品質管理官の業務を支援した。また、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格取得を促進するなど、各府省が共同して統計品質管理官に充てるための人材の確保・育成に取り組んでおり、令和6年度（2024年度）末時点で、統計品質管理官の約半数が統計データアナリスト等の認定を受けており、認定を受けていない者についても統計データアナリスト補の資格取得に必要な研修の受講を促している。</p>	継続実施
(2) 統計人材の育成	92	<p>○ 各府省における統計の専門知識を有する人材の計画的な活用・育成を図るため、統計業務の経験や研修の受講状況、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格取得状況などの情報管理の在り方を検討する。また、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の取得者へのメリット付与など、資格取得促進のための方策を検討する。</p>	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	<p>・ 統計データアナリスト・統計データアナリスト補の認定の際、認定者の統計業務の経験や研修の受講状況を引き続き確認・把握する。また、資格認定者の情報管理の在り方について、各府省においてどのように情報を管理しているかについての実態や、各府省におけるニーズの把握を進めつつ、関連制度等の関係なども含めて引き続き検討を行う。</p> <p>また、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の取得者へのメリット付与に係る各府省におけるニーズの把握や資格取得促進に係る取組を把握するなど、資格取得促進のための方策を検討する。</p>	実施・検討予定

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	93	<p>○ 総務省は、以下のア)～エ)の内容を盛り込んだ、各府省の職員に対するレベル別研修を行うとともに、各府省が統計職員の研修に活用可能な教材やコンテンツを充実する。また、その際、地方支分部局や地方公共団体の職員も含め、より多くの者が受講できるよう、オンライン研修を充実する。さらに、研究機関・大学とも連携し、より高度な専門性の確保に資する研修について検討する。</p> <p>ア) 業務マニュアルの整備や品質管理の重要性、PDCAサイクルの実践のための技術など品質管理の基本的事項</p> <p>イ) 変更管理の重要性や手法</p> <p>ウ) 問題の早期発見・早期対応の重要性や、誤り発見後の対応ルールの内容</p> <p>エ) 統計に関する優良事例やヒヤリ・ハット事例</p>	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 統計研究研修所では、ア～エの内容を盛り込んだ統計の知識を体系的・段階的に習得する「業務レベル別研修」として、統計データアナリスト等を育成するための「統計データアナリスト補研修（中級）」及び「統計データアナリスト研修（上級）」並びに統計幹部職員向けに「統計幹部講座」を実施している。 また、各府省が統計職員の研修に活用可能な統計に関する基本的な知識を約1時間程度の動画で学ぶことができる「初めて学ぶ統計（ダイジェスト版）」を提供しており、令和5年度（2023年度）は同動画のリニューアルを行った。 さらに、より高度な専門性の確保に資する研修を検討するため、令和5年度（2023年度）及び令和6年度（2024年度）は、研究機関・大学へのヒアリングを行った。 オンライン統計研修については、令和5年度（2023年度）は「国民・県民経済計算」及び「産業連関表の作成・分析」を、令和6年度（2024年度）は「統計データアナリスト研修（上級）」を新たに開講し、14の研修をオンラインで提供した。 	継続実施
	94	<p>○ 職員に対する研修（統計部局以外の部局の職員に対するものを含む。）において、統計の品質管理の重要性、統計関係法令や誤り発見時の対応ルールの概要などの基本的な内容を盛り込む。</p>	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 人事課主催の統計研修において、統計品質管理の重要性等の基本的な内容を盛り込んでいる。【人事院】 品質管理の取組等の内容を盛り込んだ統計に関する研修資料について、府内への案内・周知を行った。【内閣府】 職員に対して、公的統計に係る基本的な内容を含む研修を実施した。【警察庁】 統計部局の研修に、誤り発見時の対応ルールを始めとした統計品質確保に関する講義を盛り込み、統計職員に対するPDCAサイクルの確立や品質優先の風土の定着・浸透を図った。【総務省（統計局）】 統計リテラシーやガバナンスの強化を目的として、指定職及び統計調査を所管している課室長級を対象とした研修を必須研修として実施しており、その中で、統計の品質管理の重要性等について浸透を図った。【厚生労働省】 若手職員等をメインにした研修において、統計調査の実施・変更に係る申請についての研修を実施した。また、「公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応について」を策定し部内に周知するとともに、誤りが生じないように訂正事案を振り返り要因の分析・対策などについて研修を行った。【農林水産省】 省内で実施する統計研修において、職員に対し品質管理の重要性等を説明し、理解の促進に努めた。【経済産業省】 令和6年度（2024年度）も引き続き、本省課長級研修及び初任係長研修の中で、統計に関する講義を実施。【国土交通省】 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度(2024年度)末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	95	○ 各府省の職員の統計業務経験の蓄積や専門性の向上に資するため、総務省の統計部門に各府省の職員を受け入れ、OJTを行うとともに、総務省の統計部門の職員を各府省へ派遣するなど、府省の統計部局間の人的交流を促進する。	総務省	令和5年度(2023年度)以降も引き続き実施する。	・ 統計業務経験の蓄積や専門性の向上に資するため、令和6年度(2024年度)末現在、17名の職員を他府省から受け入れ、OJTを行うとともに、統計データアナリスト研修や統計データアナリスト補研修を始めとする各種研修について積極的な受講を推奨している。また、他府省への派遣についても令和6年度(2024年度)末時点で15名を派遣している。	継続実施
(3) 地方公共団体との連携・支援	96	○ 地方公共団体からの意見聴取の内容を踏まえ、統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を検討する。	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。	・ 地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組を支援する観点から、令和6年(2024年)11月、都道府県における統計の品質確保・向上に資する取組事例を事例集として取りまとめ、都道府県や調査実施省に展開した。	継続実施
	97	○ 関係府省と連携して、地方公共団体の実情や活用ニーズ等を踏まえつつ、国の統計作成の知見を前提とした地域別統計の作成などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共団体に対する必要な支援・検討等を進める。あわせて、地方公共団体に対する必要な技術的支援の一環として、国・地方公共団体の統計部局における優れた分析事例や推計技術等について、情報共有する方策を検討し、速やかに情報共有を行う。	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。	・ 地域別統計の作成などの取組について、都道府県からの要請に基づき国から専門家を派遣し技術的な支援を行う取組(地方統計機構支援事業)として、令和6年度(2024年度)に「茨城県の転入・転出に係る構造分析に関する支援」を実施した。 本支援内容については、令和7年度(2025年度)に実施する地方統計職員業務研修の講義に取り上げ、都道府県職員に説明を行った。	継続実施
	98	○ これまで実施してきた国と地方との人事交流の状況を踏まえつつ、引き続き、その成功・支障事例等を関係府省・地方公共団体間で共有し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進める。	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。	・ 地方公共団体の要望を踏まえた人事交流については、令和6年度(2024年度)は、地方公共団体の職員2名を国の統計機構で受け入れた。 また、これまで実施した人事交流事例を共有するため、過去の経験者に対して情報収集を行い事例集を作成した。引き続き成功事例等を把握し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進める。	継続実施
	99	○ 一定の統計業務経験を積み、統計に関する高度な能力を有する都道府県の職員に対して、「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」の資格を付与することについて、地方公共団体の職員については、国の職員に対して資格付与をする場合の条件や認定内容と異なることに十分に配慮しつつ、認定事務の実施体制の確保を前提に、同資格付与について検討する。	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。	・ 都道府県における類似資格の有無等について状況確認を実施した。都道府県職員への統計データアナリスト等の資格付与に当たっての課題(申請手続、認定基準、統計業務経験として認める業務の範囲等)を踏まえ、引き続き検討を行う。	実施・検討予定
	100	○ 関係府省の協力を得て、統計調査員の支援に資するデジタル技術やコールセンター等を活用した取組状況を把握し、府省間で情報共有を図るなど、統計調査員に対する支援の強化に努める。	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。	・ 統計調査員の支援に資するデジタル技術やコールセンター等を活用した関係府省の取組状況について、令和6年度(2024年度)に把握を行った。今後、統計調査員に対する支援に資するため、把握した取組内容について、関係府省に対し情報共有を行う。	実施・検討予定

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
(4) 中央統計機構の機能向上	101	○ 業務マニュアルの整備・更新や点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己診断）及び統計作成プロセス診断の診断結果を踏まえた対応、変更管理などについて、各府省からの相談に的確に対応できるようにするため、相談窓口及び相談に基づく個別支援のための体制を充実する。また、これらの対応を行う際に、専門的な知見を活用するため、民間の学識経験者や専門家によるアドバイザー機能を整備する。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・ 各府省からの相談に基づく個別支援体制を充実させるため、統計技術に関する専門的知見を有する統計技術アドバイザー及び品質管理の専門的知見を有する統計品質アドバイザーを整備し、相談内容に応じた助言を行っている。	継続実施
	102	○ 統計委員会と連携しつつ、当分の間、一般の点検・確認や統計作成プロセス診断等において課題等が把握された各府省の統計調査を中心に、調査計画の審査の際に、調査計画に記載のない集計プロセス等についても各府省に確認し、必要に応じ意見を述べる。その際、こうした取組により、調査計画の審査が遅延することのないよう、審査担当部署の体制を充実するとともに、統計研究研修所との連携を強化する。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・ 調査計画の審査に当たり、必要に応じて遅延調査票を集計に利用する場合の取扱いについて、統計委員会から示された「遅延調査票への対処基準」に沿った処理が行われているか確認を行ったほか、公表遅延が生じた場合には、その理由や集計プロセス等の確認を行った。 また、調査計画の審査の際に、調査実施府省から、標本設計等について相談を受けた場合には、必要に応じて統計研究研修所の統計技術アドバイザーの知見を活用するよう促し、調査計画の審査が円滑に進むよう努めた。	継続実施
	103	○ 統計委員会建議に盛り込まれた取組を推進する観点から、「中央統計機構」（総務省政策統括官（統計制度担当）、統計局、統計研究研修所及び独立行政法人統計センター）がこれまで行ってきた以下の業務を充実するとともに、必要な体制の強化及びリソースの確保を図る。 ・ 統計品質管理官（仮称）の支援 ・ 政府統計共同利用システムなどを通じた統計業務のデジタル化（e-Surveyの機能・運用の充実、汎用的な集計ツールの開発検討、e-Statの機能充実、マニュアルのデジタル化、審査・集計システムや仕様作成など集計プロセスに関する研修） ・ 統計研修、統計作成に関する各府省からの相談への対応及び相談に基づく個別支援（外部の学識経験者や民間専門人材の活用）	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・ 政府統計共同利用システムなどを通じた統計業務のデジタル化を図るため、各サブシステムの改修を行った。 統計作成支援センターにおいて、統計研修や統計作成に関する各府省からの相談への対応を行っているところ。また、統計技術に関する専門的知見を有する統計技術アドバイザー及び品質管理の専門的知見を有する統計品質アドバイザーを整備し、相談内容に応じた助言を行っている。【総務省（統計局）】 ・ 統計品質管理官による会議や勉強会を定期的で開催し、統計品質管理官全体で必要な情報の共有や、意識の統一を図るとともに、統計品質管理官の府省横断的な連携を進めた。【総務省（政策統括官）】	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組 (1) 報告者負担への配慮	104	○ EBPM推進委員会が実施する統計ニーズの提案募集の取組と連携しつつ、統計作成に関する報告者の負担等に関する声（提案）を定期的に募集し、また、各府省が収集した報告者の声や統計ニーズのうち、府省横断的な検討が必要と考えられるものについて各府省から報告を受け、これらの募集や報告により把握した提案等について、関係府省と連携して対応方策を作成・公表するとともに、統計委員会を中心に定期的にその対応状況のフォローアップを実施する。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 国の統計に関する提案を定期的に把握する仕組みを構築するため、平成29年度（2017年度）末から、報告者の声の把握をしており、その対応方策については、関係府省と協力して検討し、随時公表している（累計163件）。フォローアップについては、これまで2回実施し（第1回：令和4年（2022年）3月、第2回：令和6年（2024年）3月）、対応状況の更新のあった提案を公表している。 	継続実施
	105	○ 所管統計調査の企画・設計に当たっては、報告者の声、府省内外の統計ニーズを別途把握するとともに、これまでに募集・把握した報告者の声や統計ニーズも踏まえることにより、報告者の負担軽減や統計ニーズへの的確な対応を図ることに加え、各府省の政策立案総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を確認し、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化を図る。	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 調査項目の見直し、作成要領等の整理・統合、企業の情報等のプレプリントの実施など、引き続き、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化に向けた取組を行っている。【人事院】 所管する各種統計調査の企画・見直しに当たっては、「国が実施する統計調査に関する提案募集」のほか、「統計等データに関する相談窓口」に寄せられる内容や関係府省、地方公共団体、有識者へのヒアリングなどを通じて統計ニーズを把握しているところ【総務省（統計局）】 令和2年（2020年）サービス産業・非営利団体等調査及び令和2年（2020年）企業の管理活動等に関する実態調査の結果を踏まえ推計された令和6年（2024年）6月公表の産業連関表の状況等を踏まえて、両調査の調査項目・集計事項等を検討する見込みである。【総務省（政策統括官）】 これまで把握した統計ニーズを踏まえ、有識者との検討会等により、統計調査の設計の検討を行っている。【財務省】 統計調査の調査項目等については、利活用ニーズの把握に加え、報告者負担等にも配慮しながら設定を行っている。【文部科学省】 統計調査の企画・設計に当たっては、統計ニーズを把握し、報告者の負担軽減にも配慮した上で、調査事項等を設定している。【厚生労働省】 統計調査の企画・設計時には、省内外の統計利活用者に対して照会を実施するとともに、調査実施後に報告者・地方組織・民間事業者・地方公共団体から調査の課題や改善点等の意見を把握し、活用している。【農林水産省】 統計調査の調査計画の変更に際しては、調査の方法、統計ニーズの有無、他調査等との重複等を確認し、報告者負担の軽減及び調査事務の簡素化に努めている。【経済産業省】 「家庭部門のCO2排出実態統計調査」において、業界団体や民間企業を対象にしたニーズ把握ヒアリングを実施している。【環境省】 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	106	○ 各府省と連携し、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を定期的を実施し、その結果をホームページに掲載するとともに、府省間の情報共有の充実を図る。また、業務統計を作成する府省においては、原則として当該統計をe-Stat等で公表するとともに、ユーザーニーズを踏まえつつ、提供情報の充実に努める。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、「行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る実態調査」を実施し、その結果を府省間で共有するとともに、総務省ホームページに掲載している。 また、各府省で経常的に作成されている業務統計について、当該業務統計の概要（統計の名称、作成機関、作成目的、作成周期、公表方法等）を総務省で取りまとめ、e-Statに掲載している。 （行政記録情報等の統計作成への活用状況及び業務統計のe-Stat等での公表状況等の概要については、第3部2（3）政府統計の総合窓口（e-Stat）による統計情報の提供状況及び6（2）統計調査における行政記録情報等の活用状況 参照） 	継続実施
	107	○ 行政記録情報の活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に本格的に研究を行う。	内閣府、財務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 行政記録情報のデータの特徴や利活用方法等について分析を行っているところ。税情報については、財務省の協力の下、賃金動向等との関係について分析しているが、制度要因等による影響も大きく、引き続き検討中。 	継続実施
	108	◎ 港湾調査について、港湾関連業務の効率化を図るシステムである「サイバーポート」の本格導入により、行政記録情報等の活用や報告者負担の軽減を一層推進するとともに、調査方法の再整理及び調査票情報等の一元管理を実現する。	国土交通省	令和5年（2023年）中に結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年（2024年）調査（甲種港湾：令和6年（2024年）1月分、乙種港湾：令和6年（2024年）分）から、調査方法の一つとして、サイバーポートを用いたオンライン報告が可能となるよう調査計画を見直し、令和5年（2023年）7月に総務大臣への承認申請を行い、同年9月に承認された。これにより、行政記録情報等の活用による調査票の作成、自動集計・チェック機能等の導入による報告者負担の軽減、調査票情報等の一元的な管理等が可能となる。なお、調査方法の再整理については、即時にサイバーポートを導入することが困難な調査対象港湾も一定程度存在することや、従来の調査方法を望む又はオンライン報告が困難な報告者がいること等に配慮し、全港湾におけるサイバーポートへの移行は直ちには困難であることから、従来の調査方法も存置することとした。 	実施済
	109	○ 統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 統計委員会の第4回デジタル部会（令和6年（2024年）12月）では、行政記録情報やビッグデータ情報を利活用した事例を紹介し、各府省への情報の共有を図った。 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	110	<p>○ 総務省及び独立行政法人統計センターは、企業調査支援事業の業務効率化並びに政府統計共同利用システムのe-Surveyを含めた利便性の向上及び調査対象者の負担軽減を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象となった企業等の情報システム、セキュリティ、業務体制等に応じて柔軟な回答記入に対応できるよう、HTML形式、マクロ無しエクセル形式など、電子調査票の形式を多様化する。 ・調査対象者によるデータ入力の手間を軽減するためのファイル取込み機能を実装する。 ・現在、電話や電子メールで行われている、調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などを、オンライン調査システム内で行うことができるコミュニケーション機能を提供する。 <p>などの検討に速やかに着手するとともに、更なる利便性・安全性向上のための機能についても検討を行い、改修を進める。</p>	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・（項目第3-4 No.84 参照）	継続実施
	111	<p>○ 統計調査の企画に当たっては、上記e-Surveyの積極的な導入を検討し、回答率の向上や集計等の効率化等を含めオンライン調査の推進を図る。</p>	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	・（項目第3-4 No.85 参照）	継続実施
	112	<p>○ 統計精度や回収率の向上、業務の効率化に資する企業調査支援事業の充実・発展を図る観点から、独立行政法人統計センターにおける専任スタッフの計画的な育成や人材確保のための環境改善を含め必要な体制を整備する。</p>	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<p>・ 調査実施者からの委託を受けた経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の実施を通じて、企業形態が複雑な大企業に対する継続的な信頼関係の構築、企業会計の知識に基づく徹底した品質管理、工程管理及び情報管理を行いつつ、正確な報告データ作成のための製表業務を着実にしながら、専任スタッフの育成とノウハウの蓄積を行っている。</p> <p>さらに、令和7年（2025年）1月からは、上記3調査に加えて新たにサービス産業動態統計調査を実施しており、これに対応するための専任スタッフを増員するなど、更なる体制強化を図った。</p>	継続実施
	113	<p>○ ビッグデータを活用した試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）を順次実施し、その成果（β版、試算値、参考値など）及びデータに関する情報を可能な限り公開し、フィードバックを得て更に検証を進める。</p>	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<p>・ 人流データを活用した国内延べ宿泊者数の試算等について実証研究を行っており、第23回ビッグデータ連携会議（令和7年（2025年）3月25日）においてこの取組について報告を行い（当該資料は公表）、構成員との意見交換を行った。</p>	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	114	○ ビッグデータを活用した試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）を行うため、ビッグデータを試験的に利用（ビッグデータ・シェアリング）できる場やビッグデータの活用に関する情報を一元的に集約・提供する場（ビッグデータ・ポータル）の準備など効果的な環境整備を行う。このうち、ビッグデータ・ポータルにおいては、各府省や地方公共団体、民間企業等におけるビッグデータの活用に関し、情報共有、関係者同士のマッチング、新たな利活用事例の創出等に向けた取組の促進を検討するとともに、ビッグデータ・ポータルを利用する利用者のニーズ等も踏まえ、情報のアップデートや機能の追加・強化など、必要な対応を随時行う。また、ビッグデータ・シェアリングの実施に向け、主にビッグデータの保有者である民間企業と連携しつつ、データ分析に係るイベント等を随時開催するなど、関係者のネットワークの構築を図るための取組を検討する。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年（2023年）1月から、ビッグデータの活用に関する情報を一元的に集約・提供する「ビッグデータ・ポータル」の試行運用を開始。令和7年（2025年）3月末で、ビッグデータ情報49件、サンプルデータ8件、活用事例64件を掲載しており、掲載コンテンツの充実や情報のアップデートを進めている。 また、ビッグデータを保有する民間企業と連携して、各府省職員を対象にビッグデータ利活用事例を説明するイベントを開催し、これらを橋渡しする取組を行った。 	継続実施
	115	○ POSデータ（消費者物価指数、商業動態統計調査等）、ウェブスクレイピングデータ（消費者物価指数等）及び人工衛星データ（作物統計調査、SDGグローバル指標等）等、既存の公的統計の中で活用されているデータについて、必要性や費用対効果等も踏まえ、活用の対象を拡大するなど、これらのデータ活用の横展開を検討する。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 毎年実施している「行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る実態調査」により、民間企業等が保有するビッグデータ等を経常的に活用している統計等の概要を把握し、総務省のホームページにおいて掲載している。【総務省（政策統括官）】 水稲調査では、令和6年（2024年）7月以降年5回、水稲の生育に応じて段階的に予想収量等を公表しており、人工衛星データは、7月、8月の水稲の作柄予測に活用している。当該予測手法について、令和7年（2025年）産以降の実運用に向けた効率的かつ精緻な水稲作柄予測手法の検討を令和6年（2024年）に実施したところ、利活用上求められる数値の精緻さを満たせないことから導入は見送ったが、引き続き、予測手法導入に向け検討を行う。 衛星画像データ（光学（4バンド）、SAR（後方散乱強度））等を教師データに、ランダムフォレスト（AI手法）により構築された水稲作付判別モデルを用いて、水稲作付面積を推計し手法と課題の整理を行った。【農林水産省】 商業動態統計ではPOSデータを活用・提出が可能な調査は丁2（家電大型専門店）のみであり、丁2（家電大型専門店）調査対象事業所のうち、POSデータによる調査票提出をしていない事業所とは引き続き調整を行っているところ。【経済産業省】 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度（2024年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	116	○ ビッグデータに関する各種課題の解決に向け、総務省が中心となって各府省や関係機関とも連携しつつ、各種データの実証研究等を行い、ビッグデータ連携会議に報告する。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度（2024年度）においてもビッグデータ連携会議を開催し、総務省において実施している人流データを活用した国内延べ宿泊者数の試算等に係る実証研究や「ビッグデータ・ポータル」の取組、民間企業等におけるビッグデータの利活用事例等について意見交換を行い、各府省に広く情報を共有し 	継続実施
(2) 統計調査の環境整備、国民全体の統計に対する理解増進	117	○ 各府省は、統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に引き続き取り組むこととする。また、総務省は、共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、マンション管理関係団体等との連携強化を図る。	各府省、総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、令和6年度（2024年度）に実施予定の政府統計調査等の情報を政策統括官室においてマンション管理関係団体へ提供するとともに、当該取組を地方公共団体に情報提供することで連携強化を図った。さらに、マンション管理関係団体における政府統計調査等の情報の活用状況に関して、政策統括官室内でフォローアップを実施しており、当該活用状況についても、地方公共団体に情報提供を行った。【総務省（政策統括官）】 財務省・国税庁ホームページや業界誌等への協力依頼文の掲載、報告者への周知文の送付など、広報の充実・強化に引き続き取り組んでいる。【財務省】 厚生労働省ホームページにおいて、「調査実施のお知らせ」や「調査の概要」等の情報を掲載するとともに、関係団体等への調査協力依頼を行い、報告者に対する広報に努めている。【厚生労働省】 農林水産省のホームページに掲載している各調査の「調査の概要」に報告義務等を掲載し、周知を行った。【農林水産省】 経済産業省ホームページにおいて、統計調査に関する「お知らせ」や「調査にご協力いただいている方へ」等の情報を報告者及び広く一般の方へ情報発信を行うとともに、統計を分析した記事など、統計に関する情報発信等の取組を実施した。【経済産業省】 	継続実施
	118	○ 統計リテラシーの向上、また、国民や事業者の統計調査に対する協力意識の醸成や統計人材の育成の観点から、関係府省や高等教育機関等と連携しつつ、「統計の日」を中心とした各種事業・イベントの開催、地方公共団体における取組の支援を行うほか、よりきめ細やかな習熟度別や業務別といった様々な切り口での学習コンテンツ等を作成し、それらの更なる充実を図るとともに、それらの提供手段の多様化も図る。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人統計センター、大学利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所及び一般財団法人日本統計協会との共催により、「統計データ分析コンペティション」を開催し、「統計の日」に合わせて受賞者を決定した。社会人を主な対象とした「データサイエンス・オンライン講座」の目的別各種講座を継続的に実施しつつ、「誰でも使える統計オープンデータ」のリニューアルを実施するなどのコンテンツを拡充したほか、「データサイエンス・オンライン講座」の特別編であるプログラミング講座や小学生向けのオンライン講座「わくわく！統計アカデミー for KIDS」を継続的に実施している。【総務省（統計局）】 「統計の日」に関連した行事として、令和6年（2024年）10月に東京都新宿区で統計データ・グラフフェアを開催した。令和6年度（2024年度）のグラフ・フェアでは、例年実施している統計グラフ全国コンクールの入賞作品、関係省の統計調査に関する資料の展示、都道府県による統計データを用いた企画資料の展示に加え、令和7年（2025年）国勢調査の紹介コーナーや、統計関連コンテンツの体験コーナーを設け、国民に対して統計の重要性をアピールするとともに、統計調査への協力を働きかけた。【総務省（政策統括官）】 	継続実施